

第2次太子町男女共同参画推進計画

令和2年度～令和11年度

改訂版

だれもが互いに尊重し合い
参画する和のまち“たいし”



令和2年3月

令和7年3月 改訂

大阪府太子町

はじめに

少子高齢化や人口減少、ライフスタイル・価値観の多様化など、急速な社会の変化に対応していくためには、すべての人が性別にかかわらず、互いに尊重し合い、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、平成22年に策定した「太子町男女共同参画推進計画」を少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえた内容に見直し、令和2年に、令和11年度までの10か年を計画期間とする「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。計画の基本理念において、「男女」という性別を表す言葉にこだわるのではなく、「だれもが」という性別にとられない言葉を選んだように、住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合い、まちづくりに参画する太子町をめざし、取組みを進めています。



しかしながら、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延によりライフスタイルや価値観が変化するとともに、特に女性に関しては、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など課題が複雑化、多様化、複合化していることが顕在化したことにより令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、さらに計画を推進していくため、本町では「第2次太子町男女共同参画推進計画 改訂版」を策定しました。今後も、男女共同参画社会実現のために、男女の固定的な役割分担意識の解消やジェンダー平等意識の醸成をめざすとともに、安心して暮らすことのできる社会づくりに取り組めます。

本計画の推進にあたっては、庁内推進体制の充実はもとより、引き続き住民の皆様、関係機関・団体、企業、地域と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました太子町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、住民意識実態調査や関係団体ヒアリング調査を通じてご協力をいただきました住民の皆様及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

太子町長 田 中 祐 二

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の背景.....	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1. 計画の位置づけ.....	5
2. 計画の期間.....	5
3. 計画の策定方法.....	6
4. 基本理念.....	7
5. 基本目標.....	8
第3章 男女共同参画社会に向けた現状と課題.....	10
1. 人口・就労の状況.....	10
2. 住民意識実態調査の主な結果.....	12
3. 関係団体ヒアリング調査の主な内容.....	26
4. 第2次計画<改訂版>策定にあたってのポイントの整理.....	27
第4章 施策の基本方針と計画の推進.....	32
1. 施策の体系.....	32
2. 施策の内容.....	34
基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり.....	34
基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【女性活躍推進計画】.....	38
基本目標3 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】.....	40
基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備 【困難女性支援基本計画】.....	43
基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】.....	49
第5章 計画の推進体制.....	53
1. 庁内推進体制の充実.....	53
2. 国や大阪府とのパートナーシップによる取組の推進.....	53
3. 地域住民、事業者、関係諸団体と連携した取組の推進.....	53
4. 計画の進捗管理・評価の推進.....	54
資料編.....	55
1. 太子町男女共同参画施策推進本部設置要綱.....	55
2. 太子町男女共同参画推進懇話会設置要綱.....	57
3. 太子町男女共同参画推進懇話会名簿.....	58
4. 太子町男女共同参画推進懇話会の経過.....	59
5. 太子町男女共同参画施策推進本部の経過.....	59
6. 太子町男女共同参画施策推進本部幹事会の経過.....	60
7. 太子町男女共同参画推進条例.....	61
8. 住民意識実態調査の結果.....	64
9. 用語解説.....	89
10. 相談窓口の一覧.....	

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成にあたっての基本理念と、国や地方公共団体及び国民の責務が示されました。その前文では「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

平成20年1月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村において被害者保護の基本計画を策定することが努力義務となりました。また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性の活躍が期待されています。

本町では、平成20年8月に「太子町住民意識実態調査」を実施し、平成22年3月には令和2年までの10カ年を計画期間とする「太子町男女共同参画推進計画」を策定し、「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を基本理念に、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んできました。

令和2年3月に「太子町男女共同参画推進計画」の期間が満了することから、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。

こうした中、令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されるなど、社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直し、さらに計画を推進していくため、第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（以下、「本計画」という）を策定するものです。

なお、策定にあたって、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけます。

2. 計画策定の背景

【1】世界・日本の動き

わが国においては、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が推進されています。

国連婦人の十年	世界の動き		日本の動き	
	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
		1977(S52)年	「国内行動計画」策定	
	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	
	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「夫人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(S60)年	「男女雇用機会均等法」公布 ※1997年, 2006年, 2016年改正 「女子差別撤廃条約」批准	
		1987(S62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
		1991(H3)年	「育児休業法」の公布	
	国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	
	第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正 （介護休業制度の法制化） ※2009年, 2016年, 2017年, 2019年, 2021年に改正	
		1996(H8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	
		1997(H9)年	「介護保険法」公布 ※2005年, 2008年, 2011年, 2014年, 2017年改正	
		1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
		2001(H13)年	男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ※2004年, 2007年, 2013年, 2014年, 2019年, 2023年に改正	
		2003(H15)年	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005(H17)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
		2007(H19)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ※2010年改定	
	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	2010(H22)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
	UN Women正式発足	2011(H23)年		
		2012(H24)年	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
	国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択*	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ※2019年改正 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力階下のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WIINDS）」に合意	2016(H28)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ※2022年改正	
		2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ※2021年改正	
	W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	2019(R1)年		
	国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ※2023年一部変更	
		2021(R3)年		
		2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	
		2023(R5)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	
		2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	

*目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【2】大阪府の動き

大阪府では、昭和56年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、昭和61年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画～21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成3年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン」を策定しています。平成9年には、北京行動綱領などを踏まえて「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14年に「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置しています。

平成13年7月には男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（平成18年改訂）を策定するとともに、平成14年には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成23年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」、平成28年に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」、令和3年に国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2年8月）に基づいた「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定しました。

令和6年には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024-2026）」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援施策を推進しています。

【3】太子町の動き

太子町では、平成8年に「太子町女性政策推進本部」及び女性政策担当部局を定め、平成10年に「太子町女性プラン（女性行動計画）」を策定し、女性政策の総合的な推進に努めてきました。

平成20年には、住民意識調査を実施するとともに「太子町男女共同参画推進計画懇話会」を設置し、男女共同参画社会基本法及び「第4次太子町総合計画」に基づき「太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。「～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～」を基本理念とし、本町における男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

平成26年には「太子町男女共同参画推進条例」を制定し、町、住民、教育関係者及び事業者と連携、協力して、男女共同参画のまちづくりに取り組むこととしています。

令和2年には「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定し、計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」及び「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」に位置付けました。また、令和3年には「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」を策定し、すべての住民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

令和3年には「第5次太子町総合計画後期基本計画」を策定し、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて取り組むとともに、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントの根絶などに向けて取り組んでいます。

第2章

計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- 本計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針となるものであり、「太子町男女共同参画推進条例（第10条第1項）」に基づき策定し、「第5次太子町総合計画」を上位計画とする、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法（第14条第3項）」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の一部は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（第2条の3第3項）」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。
- 本計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（第6条第2項）」に基づく「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。
- 本計画の一部は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）（第8条第3項）」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

なお、本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」などを踏まえるとともに、本町の各関連計画との整合性を図ります。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10か年とします。また、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、令和6年度に中間見直しを行いました。

3. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、男女共同参画推進懇話会からのご意見をいただくとともに、住民意識実態調査や関係団体ヒアリング調査、パブリックコメントの実施により住民の皆さまからもご意見をいただき、反映に努めました。

住民意識実態調査の概要

調査対象	太子町在住の18歳以上の住民1,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年7月17日から令和6年7月31日まで
配布数	1,000件
有効回収数	358件（有効回答率35.8%）

関係団体ヒアリング調査の概要

困難な問題を抱える女性に関する実態を把握するため、関係団体にヒアリング調査を行いました。

4. 基本理念

平成22年3月に策定した「太子町男女共同参画推進計画」では、「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を基本理念として掲げ、太子町における男女共同参画社会のさらなる推進に向けた取組を進めてきました。このたび、第2次太子町男女共同参画推進計画では、これまでの町の歩み、また今後本町が対応すべき課題を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

だれもが互いに尊重し合い参画する和のまち “たいし”

住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和の実現に向けた取組、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画する太子町をめざします。

また、本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

5. 基本目標

基本目標1. 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等観を形成していくことが必要不可欠となります。そのためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等な関係を築いていくための意識をもつことが重要です。

男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

基本目標2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

【女性活躍推進計画】

男女がともに、家庭と仕事、地域での生活を充実させることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす必要があります。国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、「仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」がめざすべき社会の1つとして挙げられています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護などをしながら働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

基本目標3. 男女共同参画によるまちづくり

【女性活躍推進計画】

あらゆる分野において男女共同参画を実現するためには、政策・方針決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。また、地域活動や社会活動の場において、男女がともに活躍できる環境づくりも重要な視点となります。

審議会委員などへの女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

基本目標４．だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備

【困難女性支援基本計画】

性別、年齢、障がいの有無、家庭環境などに関わらず、だれもが安心して暮らすことができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現に向けた基盤となります。

人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月１日に施行され、日常生活または社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、当事者に寄り添った相談支援に努めます。

基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

【DV防止基本計画】

【困難女性支援基本計画】

国の「第５次男女共同参画基本計画」において、「女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する」ことが、改めて強調されています。配偶者や交際相手など身近な者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ）は、男女の経済力、社会的地位などの格差が存在するあらゆる場面において乱用されます。更にはＳＮＳなどの普及などを背景に、若年層ではデートＤＶのように、暴力の形態が多様化している傾向があります。

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、女性相談支援員による被害者に対する継続的な相談支援と保護体制の整備に努めます。

本計画では、

- 「基本目標２．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「基本目標３．男女共同参画によるまちづくり」を「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」に位置づけ、「太子町女性活躍推進計画」とします。
- 「基本目標４．だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備」「基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけ、「太子町困難女性支援基本計画」とします。
- 「基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけ、「太子町ＤＶ防止基本計画」とします。

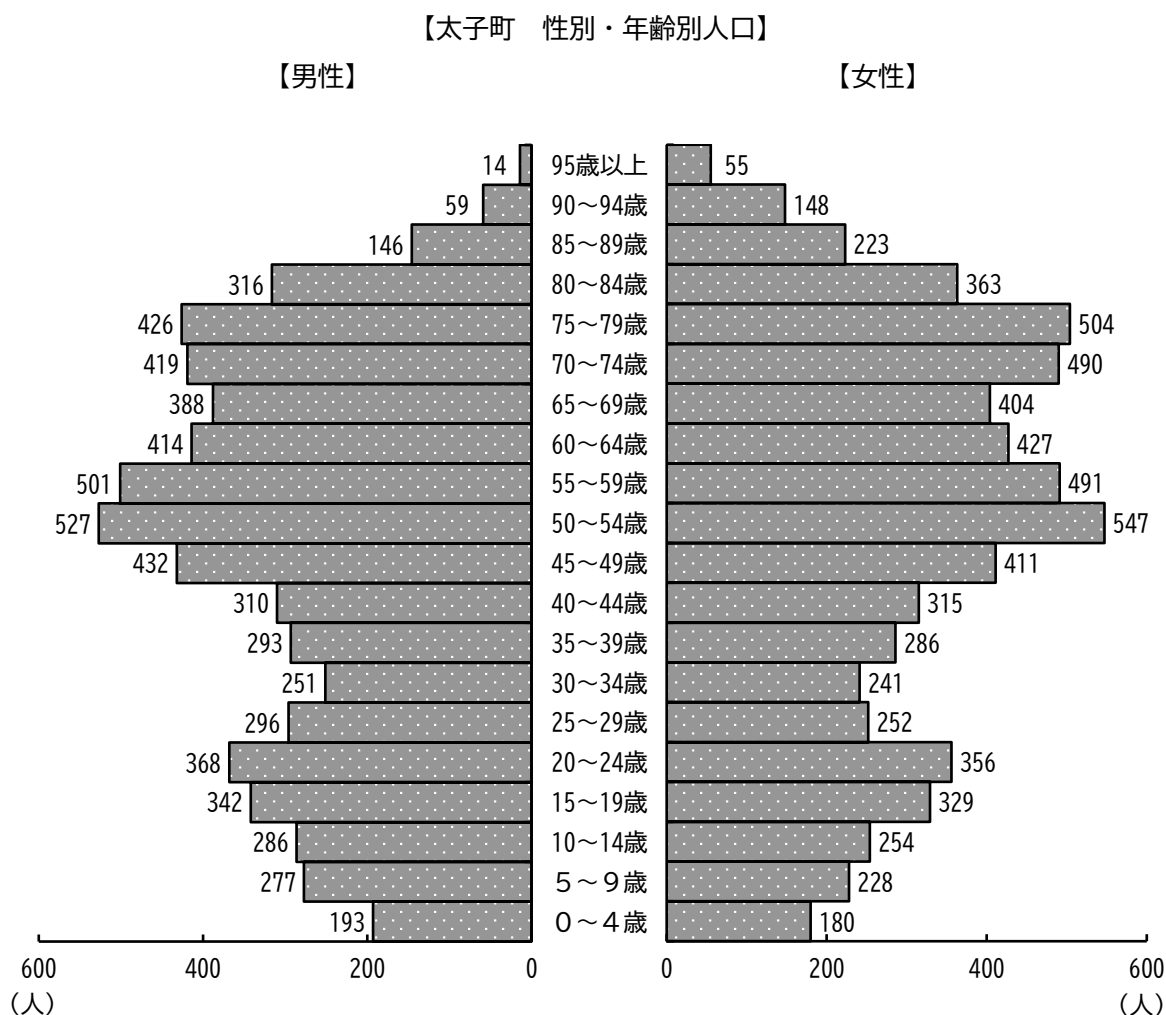
第3章

男女共同参画社会に向けた現状と課題

1. 人口・就労の状況

本町の総人口は、令和6年3月末日現在で12,762人となっており、そのうち男性が6,258人（49.0%）、女性が6,504人（51.0%）となっています。【住民基本台帳】

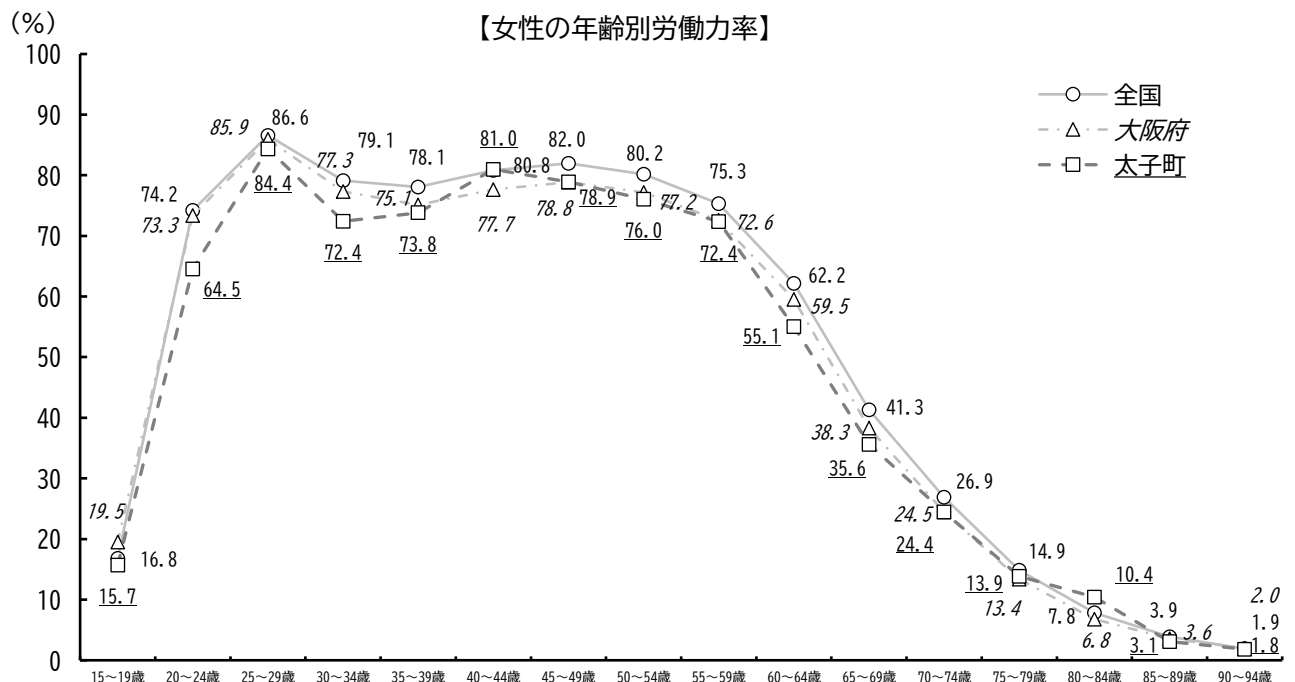
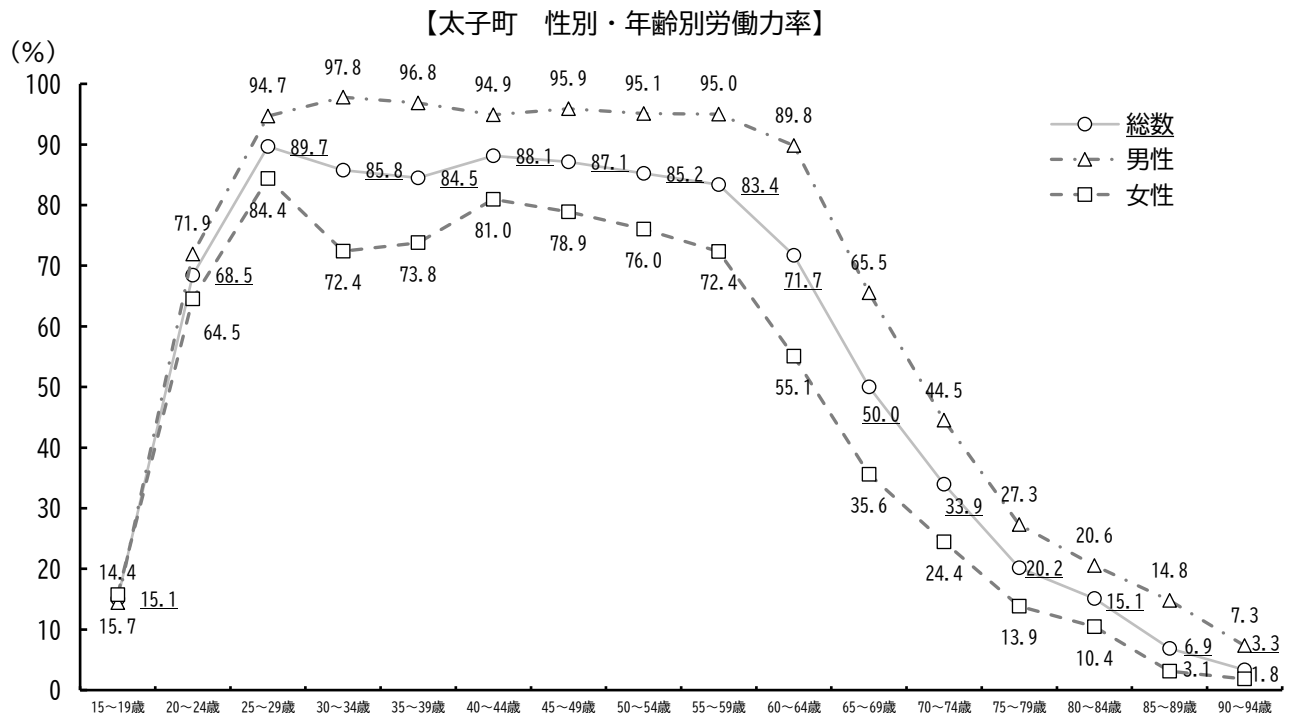
65歳以上の人口は3,955人（令和6年3月末日現在）となっており、高齢化率は31.0%となっています。高齢化率については、全国（28.8%）*、大阪府（26.9%）*を上回っている状況です。



資料：住民基本台帳（令和6年3月末日現在）

*全国、大阪府の高齢化率は令和6年1月1日現在。総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）」による。

本町の女性の労働力率をみると、30歳代で低下しており、結婚・出産期にあたる年代で一旦低下するM字カーブ*の傾向がみられます。全国、大阪府と比較すると、女性の30歳代の労働力率は大阪府、全国よりも下回っている状況です。



資料：国勢調査（令和2年）

* M字カーブ・・・女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く。

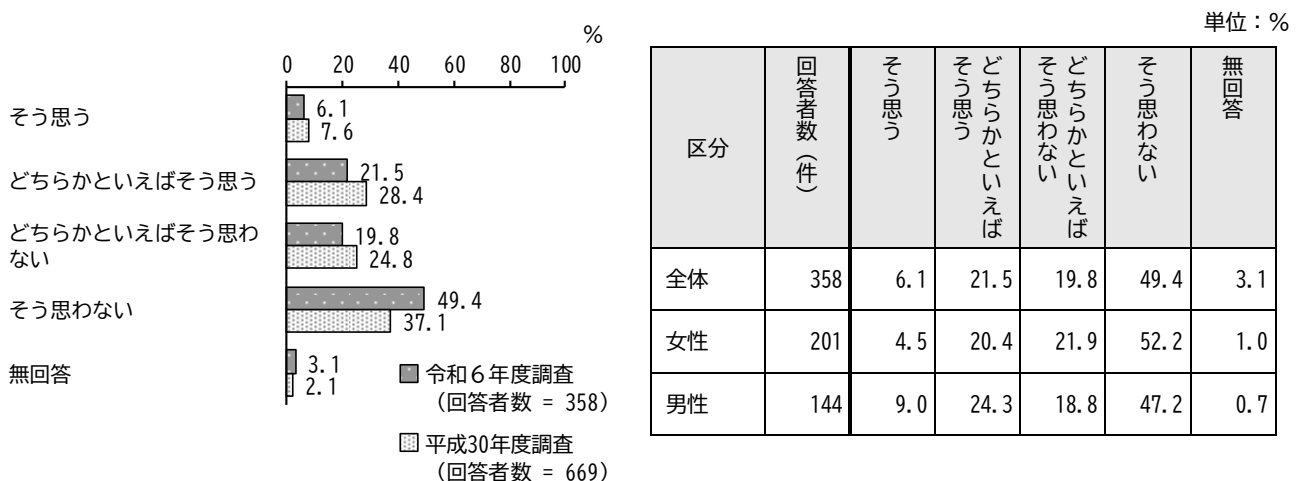
2. 住民意識実態調査の主な結果

【1】男女の平等と役割分担について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について、全体ではそう思う割合*が27.6%、そう思わない割合*が69.2%となっています。
- 性別でみると、そう思う割合*は女性で24.9%、男性で33.3%と8.4ポイントの差があります。性・年代別でみると、男性の30歳代、70歳代以上ではそう思う割合が他の性・年代に比べて多くなっています。
- 前回調査と比較をすると、全体ではそう思う割合*は8.4ポイント減少、そう思わない割合*は7.3ポイント増加しています。
- 大阪府、内閣府の調査と比較をすると、女性、男性ともに、そう思う割合*は大阪府、内閣府を下回っています。

*文中の「そう思う割合」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、「そう思わない割合」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について】



【参考データ】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について（大阪府）

（単位：％）

大阪府 (R1)	区分	そのとおりだ と思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そうは 思わない	無回答
	全体	4.0	30.0	22.4	42.4	1.2
	女性	2.8	26.6	24.5	44.7	1.4
	男性	5.7	35.2	19.5	39.1	0.5

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（内閣府）

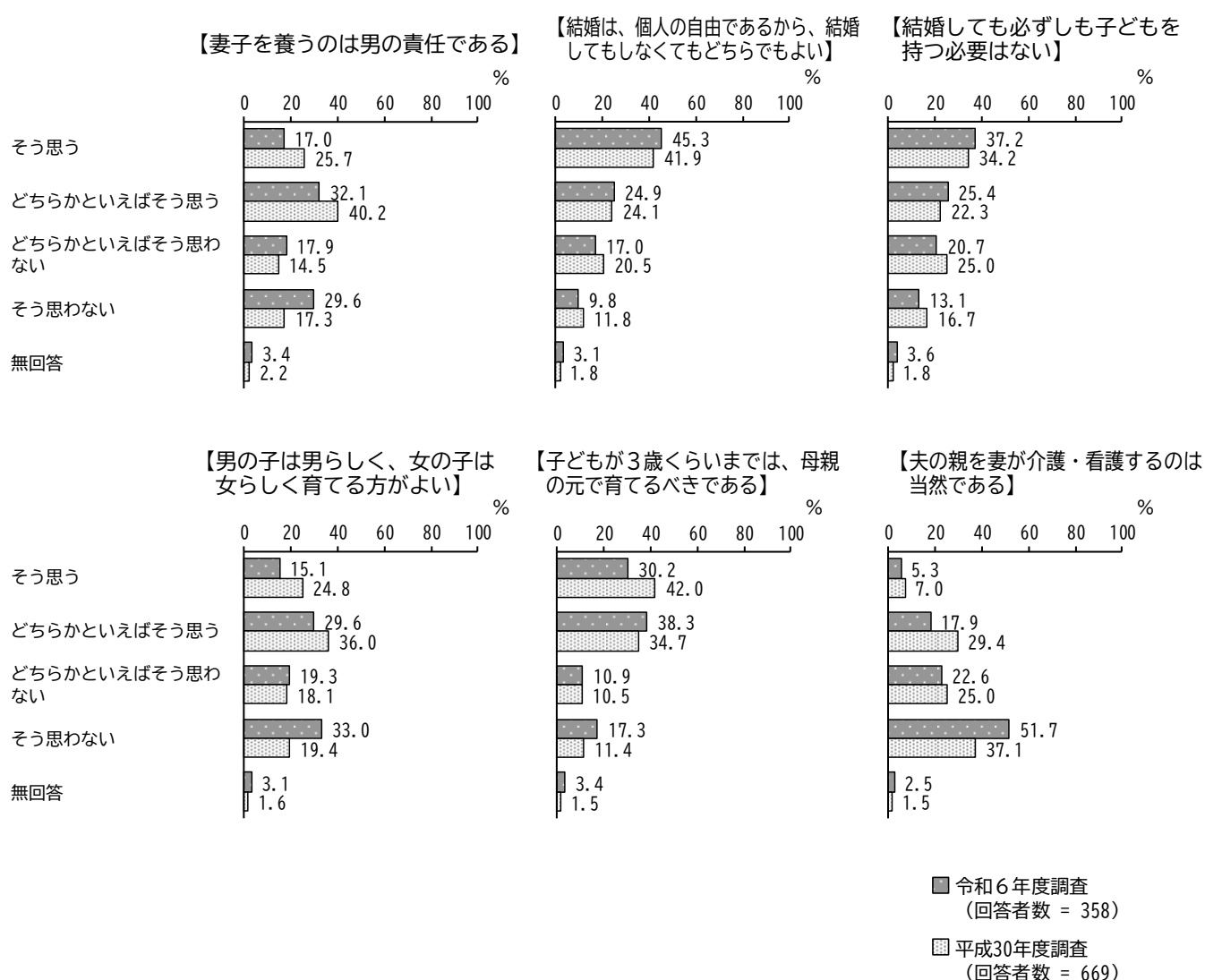
（単位：％）

内閣府 (R4)	区分	賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	無回答
	全体	4.0	29.4	38.2	26.1	2.2
	女性	3.0	25.4	40.4	29.0	2.2
	男性	5.3	34.2	35.6	22.7	2.2

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（R4）、大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査（R1）」

- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」について、そう思う*の割合は約7割、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」では6割程度となっています。年代別でみると、男女ともに年代があがるにつれて、そう思う割合が少なくなっています。
- 前回調査と比較をすると、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」、「子どもが3歳くらいまでは、母親の元で育てるべきである」、「夫の親を妻が介護・看護するのは当然である」では、そう思う割合は減少しています。特に、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」、「夫の親を妻が介護・看護するのは当然である」については、そう思う*割合が10ポイント以上減少しています。

*文中の「そう思う割合」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、「そう思わない割合」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



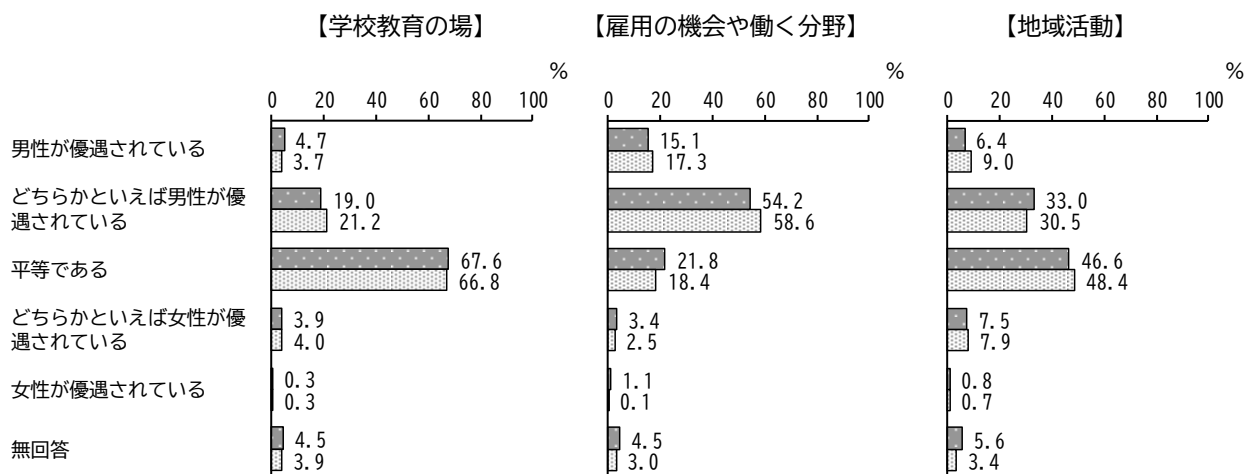
【年代別にみた男女の平等と役割分担についての“そう思う”の割合】

(単位：％)

区分	回答者数(件)	夫は外で働き、妻はある程度家庭を守るべきである	結婚は、個人の自由であるから、結婚しなくてもよい	結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい	子どもが3歳くらいまでは、母親の元で育てるべきである	夫の親を妻が介護・看護するのは当然である
全体	358	27.6	70.2	62.6	44.7	68.5	23.2
10歳代	1	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
20歳代	22	18.1	95.5	86.4	31.8	63.6	9.0
30歳代	21	23.8	90.5	90.5	23.8	47.6	4.8
40歳代	32	21.9	84.4	78.1	34.4	62.5	18.8
50歳代	71	16.9	74.7	71.9	35.2	60.6	11.3
60歳代	70	32.9	77.1	68.6	42.9	77.1	22.8
70歳以上	133	36.1	57.2	45.9	61.7	77.4	37.6

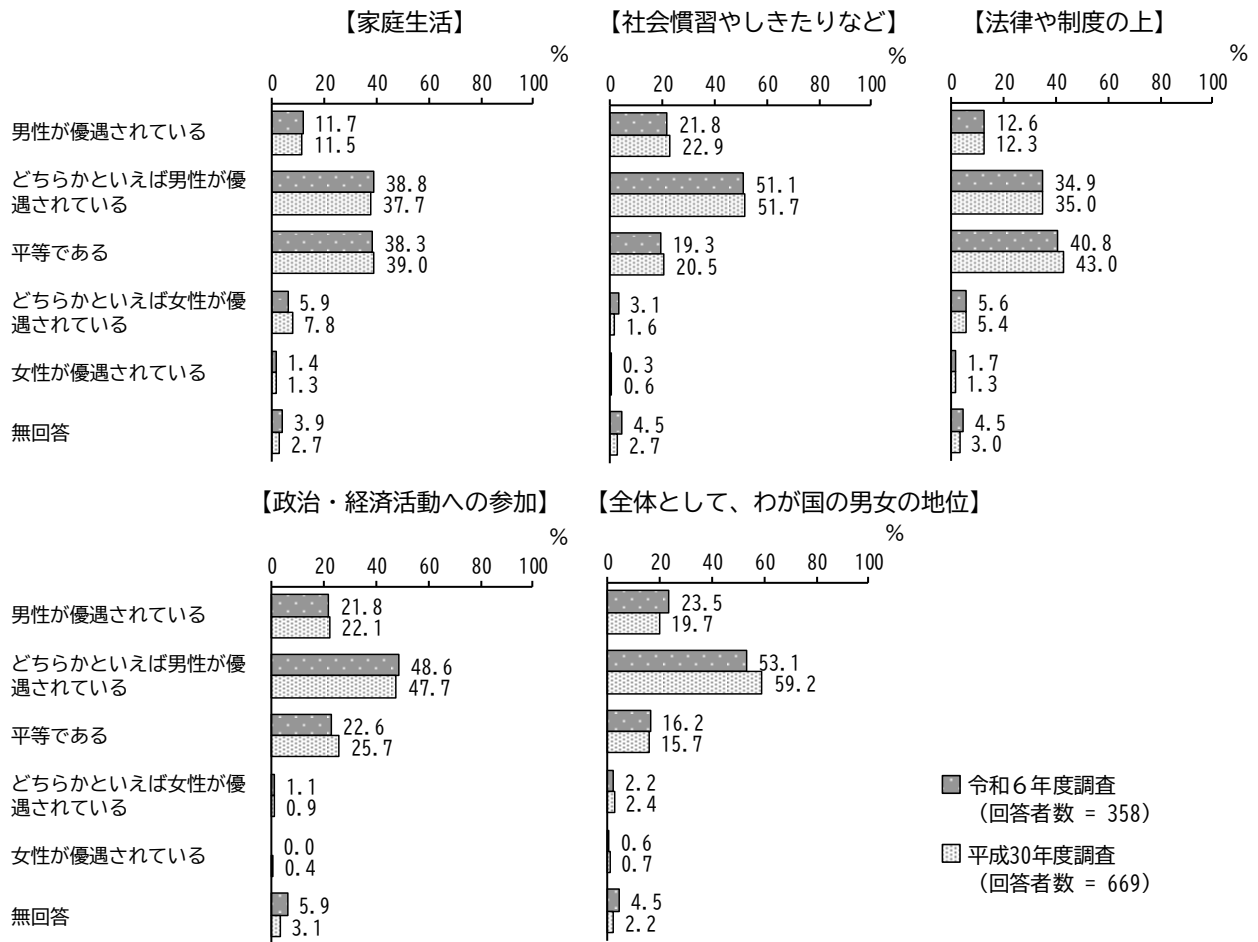
- 男女の地位の平等について、「学校教育の場」では「平等である」が67.6％となっており、他の項目に比べて最も多くなっています。
- 男性が優遇されていると思う割合*についてみると、「全体として、わが国の男女の地位」では76.6％、「社会慣習やしきたりなど」では72.9％、「政治・経済活動への参加」では70.4％、「雇用の機会や働く分野」では69.3％と他の項目に比べて多くなっています。
- 性別でみると、男性が優遇されていると思う割合は、すべての項目において男性より女性が多くなっています。

*文中の「男性が優遇されていると思う割合」は「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計



■ 令和6年度調査
(回答者数 = 358)

▨ 平成30年度調査
(回答者数 = 669)



【2】家庭生活などについて

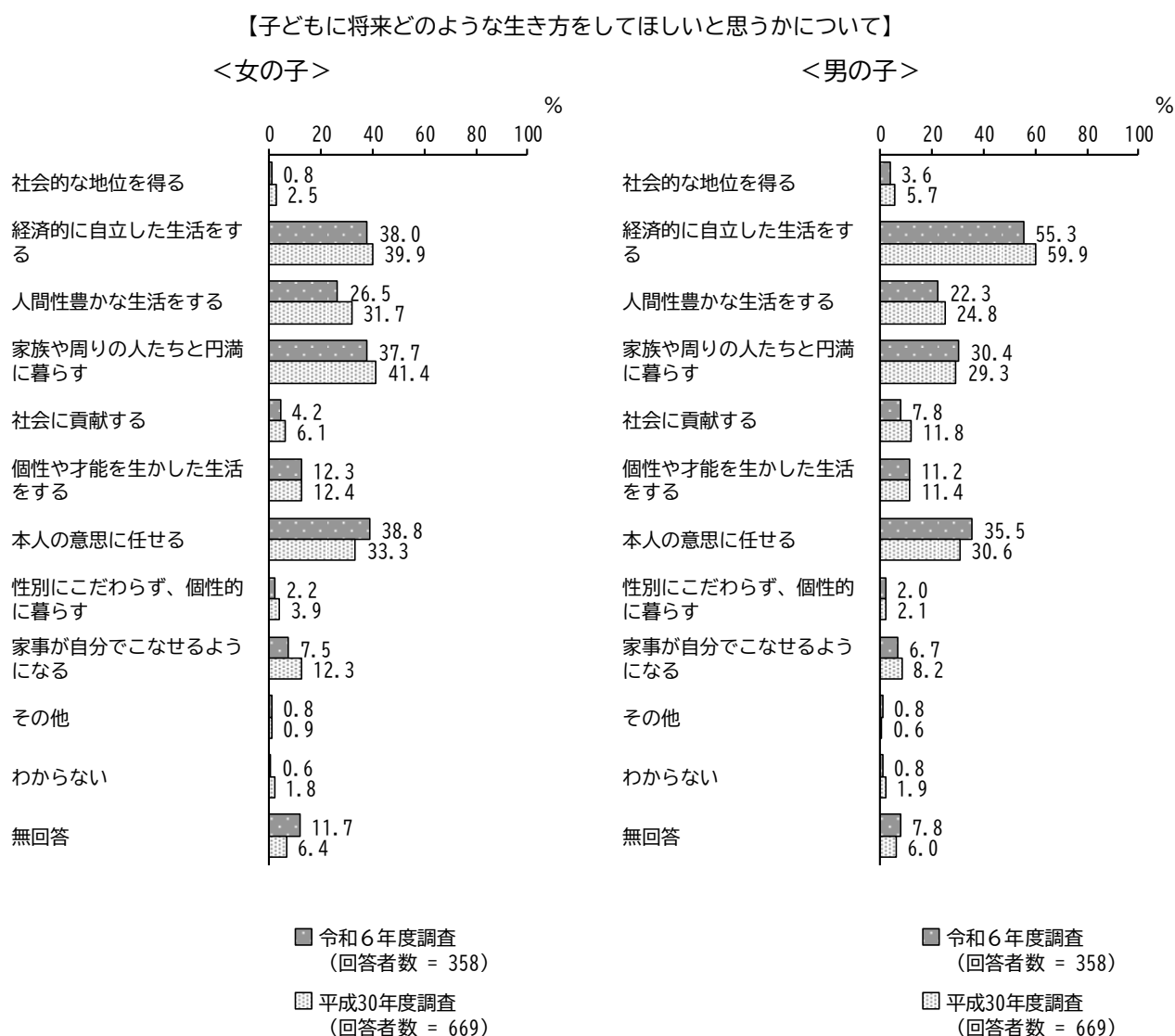
- 家庭で以下の家事などを行っているかについて、すべての項目において「よくしている」は女性が男性を上回っています。特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯について、「よくしている」は女性が男性を50ポイント以上上回っています。

単位：％

区分		回答者数 (件)	よく している	時々 している	あまり していない	ほとんど していない	無 回答
食事の支度	女性	201	86.1	7.0	3.0	2.5	1.5
	男性	144	15.3	25.7	21.5	35.4	2.1
食事の後片付け	女性	201	85.6	8.5	2.5	2.5	1.0
	男性	144	30.6	34.0	13.2	20.1	2.1
掃除	女性	201	77.1	16.9	3.5	1.5	1.0
	男性	144	20.1	31.3	28.5	18.1	2.1
洗濯	女性	201	86.6	7.0	4.0	1.5	1.0
	男性	144	20.8	19.4	14.6	42.4	2.8
ごみ出し	女性	201	67.7	10.4	8.0	11.9	2.0
	男性	144	40.3	21.5	9.7	26.4	2.1
町会や自治会活動などへの参加	女性	201	28.9	22.4	14.4	32.8	1.5
	男性	144	27.8	25.7	13.2	32.6	0.7
子どもの世話やしつけ（教育）	女性	201	52.2	5.5	3.0	26.9	12.4
	男性	144	10.4	27.1	25.0	19.4	18.1
子どもの学校行事への参加	女性	201	46.3	5.5	3.0	30.8	14.4
	男性	144	8.3	20.1	14.6	36.8	20.1

【3】教育について

- これからの時代、子どもに将来どのような生き方をしてほしいと思うかについて、女の子、男の子ともに「経済的に自立した生活をする」「家族や周りの人たちと円満に暮らす」「本人の意思に任せる」が上位3つとなっています。
- 女の子では「本人の意思に任せる」が最も多く、男の子では「経済的に自立をした生活をする」が最も多くなっています。
- 前回調査と比較をすると、女の子、男の子ともに「本人の意思に任せる」が前回調査から5ポイント程度増加しています。



【4】就労について

- 職場で格差があると思うことについて、「管理職への登用」については、男性が優遇されていると思う割合*が「平等である」の割合を上回っています。
- 「平等である」項目としては「研修の頻度や内容」が最も多く、「定年まで続けやすい雰囲気」、「賃金」が続いています。
- 一般的に女性が職業をもつことへの考えについて、男女ともに「子どもができてもしっかりと職業をもち続けるほうがよい」が5割以上と最も高くなっています。
- 前回調査と比較をすると、「子どもができてもしっかりと職業をもち続けるほうがよい」は9.5ポイント増加し、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」は7.3ポイント減少しています。
- 女性が活躍するために、今後必要なことについて、「男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実」(32.4%)が最も多く、次いで「短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム(1日の労働時間は一定とするが、入社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度)の導入」(25.4%)、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」(24.6%)となっています。

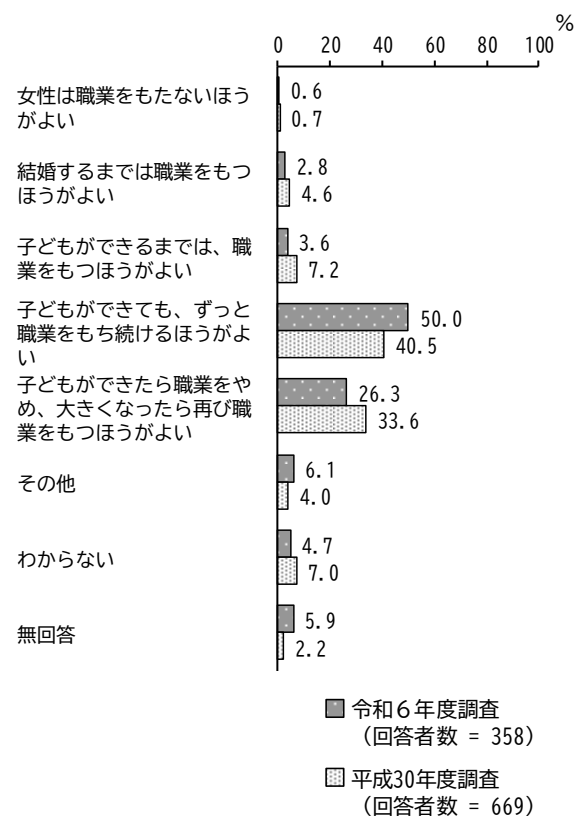
*文中の「男性(女性)が優遇されていると思う割合」は「男性(女性)が優遇されている」と「どちらかといえば男性(女性)が優遇されている」の合計

【職場で男女の格差があると思うことについて】

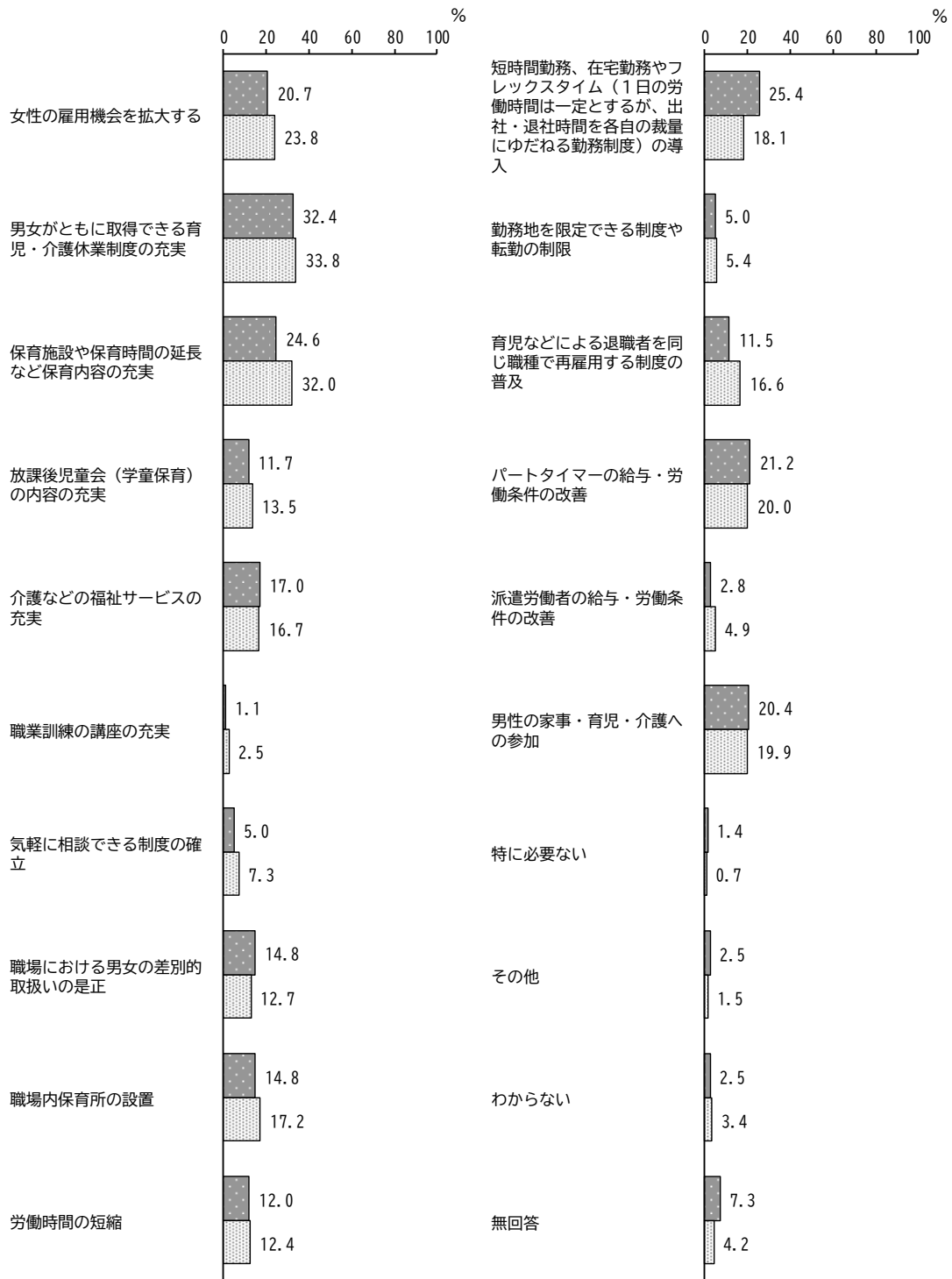
【一般的に女性が職業をもつことについての考え】

単位：％

区分	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	無回答
募集・採用の仕方	12.6	16.3	48.9	3.2	4.2	14.7
採用数	14.2	16.8	43.2	5.3	5.8	14.7
配置される職場	12.6	15.3	43.2	8.9	4.7	15.3
仕事の内容	12.1	16.3	44.7	5.8	6.3	14.7
賃金	14.7	18.9	51.1	0.5	1.1	13.7
昇進・昇給	15.3	22.6	43.7	—	1.6	16.8
能力評価(業績評価・人事考課等)	11.6	18.4	50.5	—	1.6	17.9
管理職への登用	18.9	23.2	37.4	1.1	2.6	16.8
研修の頻度や内容	8.4	8.9	62.1	—	1.6	18.9
定年まで続けやすい雰囲気	10.5	16.3	52.1	0.5	3.2	17.4
再雇用	8.9	16.3	50.0	3.7	3.2	17.9
育児・介護休暇など休暇の取得	1.6	3.7	42.6	17.4	16.3	18.4



【女性が活躍するために、今後必要だと思うことについて】



■ 令和6年度調査
(回答者数 = 358)

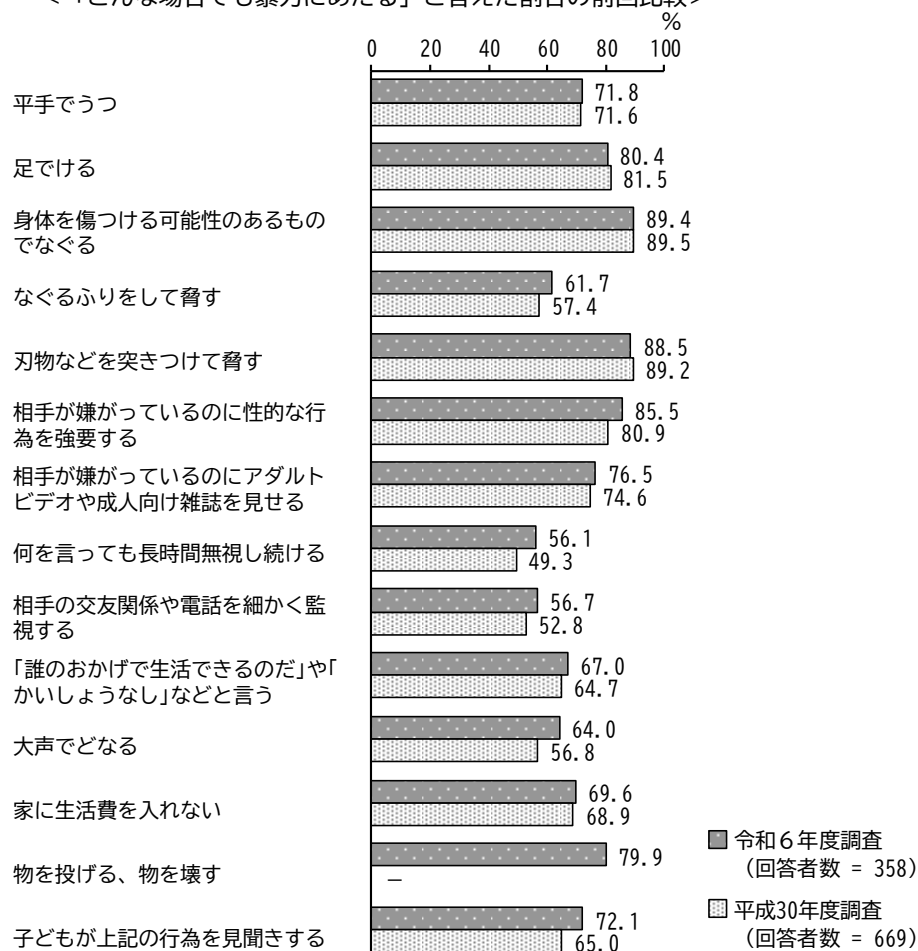
▨ 平成30年度調査
(回答者数 = 669)

【5】暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

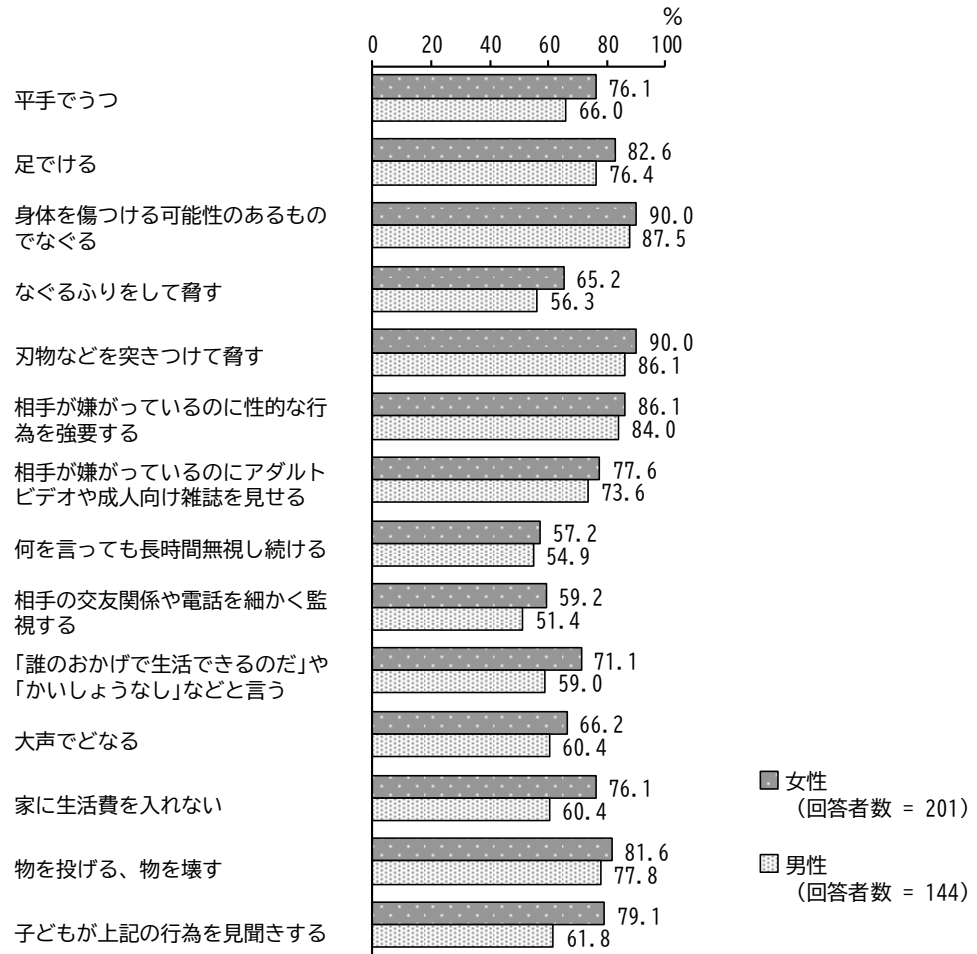
- 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などから受けたとき、暴力だと思う行為について、前回調査と比較すると「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合が同程度または増加しています。
- 性別でみるとそれぞれの行為に対して「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合は、いずれも男性に比べて女性の方が多くなっています。特に「平手でうつ」「『誰のおかげで生活できるのだ』や『かいしょうなし』などと言う」「家に生活費を入れない」「子どもが上記の行為（他の項目）を見聞きする」については男性と女性で10ポイント以上の差があります。
- 全体で2割程度の人が何かしらの暴力行為を受けた経験があり、受けたことがある行為に関しては、怒鳴る、無視するなどといった精神的苦痛を与えるような行為が多くなっています。
- 行為を受けた人の相談状況について、行為を受けた人のうち、半数以上が誰にも相談をしておらず、性別でみると男性は約7割の人が相談していない状況にあります。理由として、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多くなっています。男性に比べ女性では「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」が多くなっています。女性に比べ男性では「みっともないから」「相談しても無駄だと思ったから」が多くなっています。

【配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等から次の行為を受けたとき、暴力だと思うかについて】

<「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた割合の前回比較>



<性別「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた割合>



【配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等から次の行為を一度でも受けたことがあるか】

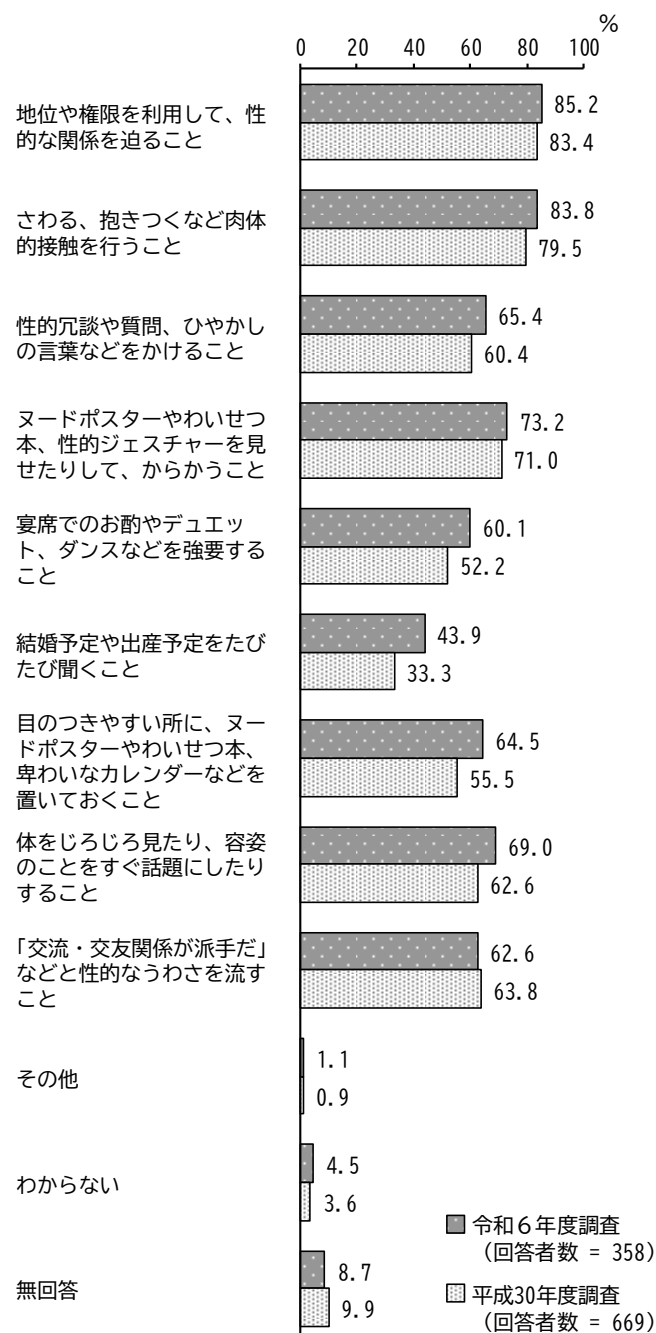
単位：％

区分	回答者数(件)	命の危機を感じるくらいの暴力を受ける	医師の治療が必要となる程度の暴力を受ける	医師の治療が必要とならない程度の暴力を受ける	なぐるふりをして脅される	あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される	ビデオや成人向け雑誌を見せられる	何を言っても無視され続ける	交友関係や電話を細かく監視される	「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」などと言われる	大声でどなる	家に生活費を入れない	物を投げる、物を壊す	子どもの前で左記のような行為をする	受けたことがない	無回答
女性	201	1.5	3.0	2.0	2.5	3.0	1.5	2.0	1.5	4.0	11.4	3.0	8.0	2.0	65.2	15.9
男性	144	1.4	2.1	0.7	—	1.4	—	6.3	0.7	2.8	6.3	—	4.2	1.4	64.6	20.8

【6】セクシュアル・ハラスメントについて

- セクシュアル・ハラスメントだと思う行為について、前回調査と比較するとセクシュアル・ハラスメントだと思う割合が同程度または増加しています。
- 全体で2割以上の人が何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があり、男性では約1割、女性では約3割と女性の割合が多くなっています。

【次の行為を受けたとき、セクシュアル・ハラスメントだと思うかについて】



【職場や学校、地域などにおいて次のようなセクシュアル・ハラスメントの行為をされたことがあるか】

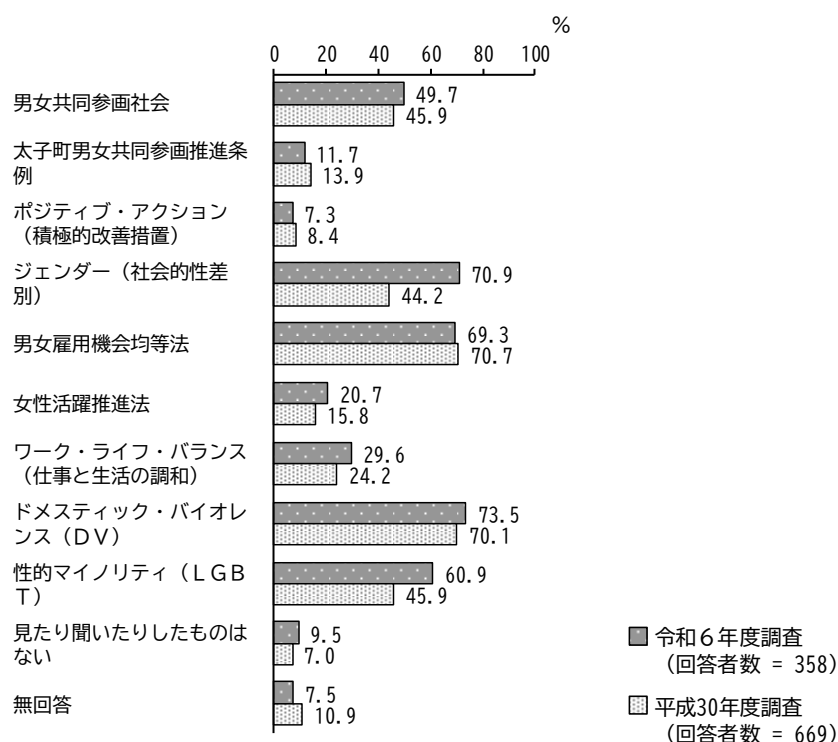
単位：％

区分	回答者数（件）	年齢や身体、結婚などのことについて不愉快な意見や冗談を言われる	卑わいな言葉をかけられたり、会話を聞かされる	わざと身体に触れられる	宴会などでお酌やデューエット、ダンスなどを強要される	性的なうわさを流される	嫌がっているのにしつこく交際を求められる	性的な行為を強要される	お茶くみ、後片付け、私用等を強要される	いずれも経験がない	無回答
女性	201	9.5	5.5	15.4	10.4	1.5	3.5	1.5	13.4	57.7	10.0
男性	144	9.7	3.5	1.4	1.4	3.5	1.4	0.7	2.1	68.1	18.8

【7】男女共同参画の推進について

- 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「ジェンダー（社会的性差別）」「男女雇用機会均等法」では認知度が7割程度、「性的マイノリティ（LGBT）」で約6割となっていますが、その他の言葉についてはいずれも5割以下となっています。
- 年代別でみると、「ジェンダー（社会的性差）」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「性的マイノリティ（LGBT）」については年代が上がるとともに認知度が低い傾向となっています。
- 一部の項目について、内閣府の調査と比較をすると、「男女共同参画社会」「ポジティブ・アクション」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」においては、認知度が内閣府の調査結果を下回っています。
- 「男女共同参画社会」の実現に向けて町が力を入れていくべきことについては、「子どものときから、学校などで、男女平等意識を育成する指導を行う」が34.9%と最も多く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が30.7%、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が30.4%となっています。

【男女共同参画に関する言葉の認知度について】



【参考データ】男女共同参画に関する言葉の認知度について（内閣府の調査結果）

	男女共同参画社会	ポジティブ・アクション	ジェンダー	男女雇用機会均等法	女性活躍推進法	ワーク・ライフ・バランス	ドメスティック・バイオレンス
内閣府 (R1)	64.3	18.3	55.8	79.3	38.6	43.1	81.5

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(R1)

【年齢別にみた男女共同参画に関する言葉の認知度について】

単位：％

区分	回答者数（件）	男女共同参画社会	太子町男女共同参画推進条例	ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	ジェンダー （社会的性差別）	男女雇用機会均等法	女性活躍推進法	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	ドメスティック・バイオレンス （DV）	性的マイノリティ （LGBT）	見たり聞いたりしたものはない	無回答
全体	358	49.7	11.7	7.3	70.9	69.3	20.7	29.6	73.5	60.9	9.5	7.5
10歳代	1	—	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
20歳代	22	50.0	9.1	—	86.4	59.1	18.2	50.0	86.4	68.2	9.1	—
30歳代	21	33.3	4.8	4.8	81.0	57.1	19.0	57.1	76.2	81.0	9.5	4.8
40歳代	32	56.3	12.5	18.8	78.1	75.0	34.4	50.0	81.3	75.0	9.4	3.1
50歳代	71	49.3	14.1	5.6	85.9	81.7	26.8	35.2	88.7	80.3	5.6	2.8
60歳代	70	57.1	7.1	7.1	75.7	80.0	15.7	27.1	88.6	68.6	7.1	1.4
70歳以上	133	47.4	14.3	6.8	55.6	59.4	17.3	14.3	54.1	40.6	12.8	15.8

3. 関係団体ヒアリング調査の主な内容

<ヒアリングから分かった困難を抱える女性の実態>

- 知的障がいや病気などを抱えているケースがあり、日常生活を送る上で困難なことがある。
- 施設の退所者は、困難な問題を抱えていることがあり、子どもが学童児の場合、転校への子どもの負担などから太子町内に転入する人が多く、保育が必要な子どもの場合、近隣に転入するケースが多い。
- 発達障がいがある場合、自分の課題がわからないことが多い。自分についての説明ができず、意思決定ができないため、社会に出たときに日常生活を送る上で困難なことがある。
- 何らかの障がいなどがある場合、子どもに影響が出ており、支援が必要となっている。
- 障がいがあるが、認知されていないケースがある。
- 子どもの中には学校に行けない子がいる。
- 支援が必要な子どもの中には、保護者（母親）に対する支援を要するケースがある。
- 親自身が、過去に虐待などを受けているケースがあり、子どもへの影響が懸念される。
- 周囲と関係を構築することが難しく、支援機関が限定的である。
- 就労が困難であることが多い。
- 支援が必要だが、支援機関とつながろうとしないことが多い。
- 本人との関係構築に課題があることがある。
- 本人とは別に、子どもが引きこもりになるなど問題が、更に複雑化していることがある。
- 支援が必要な子どもに対して、支援介入できてないケースがある。
- 収入に対するスマホ代の割合が大きすぎるなど金銭管理ができないケースがある。（家族含む）
- 身寄りのない高齢者で日常生活に支障があるケースが増加傾向にある。

4. 第2次計画＜改訂版＞策定にあたってのポイントの整理

国や大阪府、太子町の動向、住民意識実態調査の結果、関係団体ヒアリング調査の結果などを踏まえて第2次計画＜改訂版＞策定にあたってのポイントを整理します。

【1】男女の平等と役割分担について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に対して約7割が否定的な考えをもっています。前回調査の結果と比較をすると、否定的な考えが増加しており、肯定的な考えが減少しています。また、「妻子を養うのは男の責任である」については肯定的な考え方と否定的な考え方がほぼ同数となり、家庭における経済的な役割意識の偏りがなくなりつつある一方で、育児面などでは、年代によっては男女の役割分担意識をもつ人が半数以上みられることから、引き続き、意識啓発を行う必要があります。

性別役割分担意識にとらわれない生き方については、肯定的な割合が半数以上となっていますが、年代によって意識に差がみられます。意識啓発にあたっては、様々な媒体を用いて、あらゆる年代に対するアプローチを行う必要があります。また、学生、子育て世代、高齢者など、対象を絞って取組を実施していくことも必要となります。

【2】家庭生活などについて

調査結果をみると、家事や子育ては主に女性が担っており、特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯などの基本的な家事は女性の役割となっている状況がみられます。引き続き、家庭における男女の役割分担が課題であるといえます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の活躍推進をめざして、男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた周知・啓発を行う必要があります。周知・啓発にあたっては、様々な年代、立場の男性に向けて、家事や育児、介護の講座などへ参加をすることへの抵抗感をなくすための工夫をする必要があります。また、楽しみながら参加できるよう、男性のネットワークづくりを支援し、意識啓発の機会を充実させることや家庭生活について夫婦、家族間でコミュニケーションをよく図ることが必要です。

【3】教育について

前回調査の結果と比較をすると、子どもには、性別に関係なく本人の意思を尊重した生き方をしてほしいという考えが強くなってきている傾向があります。また、「経済的な自立」や「家事」の項目における男女差も、前回調査に比べて小さくなっています。引き続き、地域や学校、家庭において男女共同参画に関する意識づくりの推進が求められます。

インターネットなどの普及から子どもでも簡単に情報が得られる背景を踏まえて、学校教育の場においては、性の多様性への理解やメディア・リテラシーの育成について学習する機会を提供することも重要となります。

【4】就労について

前回調査の結果と比較すると、採用、配置、賃金などほとんどの項目で平等であるという認識が高まっています。しかしながら、全体的に男性が優遇されている認識の傾向があり、特に管理職への登用についてはその傾向が強いです。引き続き、女性の職業生活における活躍の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、男女が働きやすい職場環境づくりが重要となっています。また、男性の育児・介護休暇などの休暇の取得についても課題であるといえます。

女性が活躍するために必要だと思うことについては、育児・介護休業制度の充実や短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイムの導入といった労働環境の整備が特に重要視されています。また、保育についても施設や時間延長など内容を充実させる必要があります。

企業に対しては、具体的な事例などを紹介するなど、より効果的な啓発活動を推進するとともに、役場がモデルケースとなるよう、男性職員の育児・介護休業などの取得促進などの取組を行う必要があります。

更に、住民に向けても、育児・介護休業などの諸制度に関する情報提供を行い、育児や介護と仕事の両立に向けて、各種制度の利用を促進できるよう取り組むことが重要となります。

【5】困りごとや相談について

困りごとについてみると、全体では「家計が苦しい」、「健康面での問題がある」、「家事の負担が大きい」の割合が高く、4割半ばの方が何らかの問題を抱えている状況となっています。また、「家事の負担が大きい」については男性に比べ女性で特に高く、育児や介護、雇用などについても男性に比べ女性で高くなっています。男女ともに、雇用や貧困、孤立、生きづらさなどの生活上の困難を抱えている方がおり、ヒアリング調査においても、障がいや病気を抱える母子、就労と金銭管理の困難を抱える方、身寄りのない高齢者が日常生活に支障をきたしたりするなど、様々な困難を抱えている人がいます。そのような人を支援するため、関係機関が連携し支援する体制の充実が必要です。

住民意識実態調査の結果、困難な状況について、自身や家族・近親者に対する認知に比べ、近隣については認知が低いことや、ヒアリング調査の結果から、困難な問題を抱える人の発見が難しく、関係団体などにおける地域での見守りの仕組みが必要です。また、相談窓口として「太子町役場」や「太子町社会福祉協議会」の認知度は高いものの、大阪府女性相談センターなど専門的な相談機関の認知度が低い状況です。ヒアリング調査においては、支援が必要な本人が支援機関とつながり、関係構築が難しかったり、支援が途切れた後の生活に課題があったりする場合があります。相談機関の周知を高めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制の強化が重要となります。

【6】暴力（ドメスティック・バイオレンス－DV）について

デートDVなど、暴力が多様化している状況の中、あらゆる暴力を根絶するためには、住民一人ひとりの暴力を容認しない意識醸成が必要不可欠となります。前回調査の結果と比較をすると、「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合は、同程度または増加がみられることから、暴力への意識は高まりつつあると考えられます。

一方で、暴力であると思う行為の認識については、男女で差がみられるほか、全体で2割程度の人が何かしらの暴力行為を受けた経験がある状況です。相手の気持ちを理解し、コミュニケーション能力を向上させるなどの暴力の抑制につながる啓発方法や学習の場を検討する必要があります。

また、行為を受けたものの誰にも相談をしていない人が半数以上いることから、相談支援体制のさらなる充実と相談機関の周知の徹底が課題となります。相談支援にあたっては被害者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、相談後の被害者の安全確保や継続的な相談支援を行う必要があります。また、暴力の再発防止に向けて、加害者の更生支援も合わせて検討していく必要があります。

【7】セクシュアル・ハラスメントについて

前回調査の結果と比較をすると、「セクハラであると思う行為」については、同程度または増加がみられることから、セクシュアル・ハラスメントへの意識は高まりつつあると考えられます。

一方で、全体で2割半ばの人が何かしらのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があり、前回調査に比べ増加している状況です。対等な職場環境づくりをめざして、企業への意識・啓発が重要となります。また、職場内で相談できない被害者に対する相談支援なども充実させていく必要があります。

その他、企業だけではなく、地域活動などの様々な場面においてハラスメントを防止する体制づくりを進める必要があることから、様々な主体との連携や情報交換を行う必要があります。

【8】男女共同参画の推進について

男女共同参画に関する言葉について、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「ジェンダー（社会的性差別）」「男女雇用機会均等法」では認知度が7割程度、「性的マイノリティ（LGBT）」で約6割となっていますが、その他の言葉については、いずれも半数以下となっています。

世代別でみると、高齢世代においては、男女共同参画に関する言葉の認知度が若い世代に比べて低くなっている傾向があり、これらが世代での意識の差にもつながっていると考えられます。男女共同参画の推進にあたっては、子ども、高齢者、子育て世代など、世代や状況に応じて効果的な取組を検討していく必要があります。

また、性的マイノリティへの配慮や理解の促進を通じて、性の多様性を尊重する意識の醸成と、性別によって差別されることのない社会づくりに取り組むことも重要です。

男女共同参画社会の実現に向けては、保育・子育てや介護に関する支援、子どもへの教育が重要視されていることから、庁内においても子育て担当部局、高齢者担当部局との連携体制の構築を図る必要があります。

第4章

施策の基本方針と計画の推進

1. 施策の体系

基本目標1
男女共同参画の実現に
向けた意識づくり

施策1 男女平等についての啓発の推進

- 男女平等に関する啓発・広報活動の充実

施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

- 男女平等の推進に向けた教育内容の充実
- 学校教育の場における男女共同参画の推進
- 発達段階に応じた男女平等の学習の推進

施策3 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

- 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進

施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

- 性別にとらわれない子育ての推進
- 親の家庭教育参加の支援・促進

施策5 性の多様性に関する教育・啓発の推進

- ライフステージに応じた教育の推進
- 多様な性について理解を深める教育機会の提供

基本目標2
仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の
実現
【女性活躍推進計画】

施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進

- 男性の家事・育児・介護への参加の促進
- 住民に向けた育児休業・介護休業制度などの取得促進

施策2 働きやすい環境づくり

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進
- ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実
- 保育園・放課後児童会における保育内容などの整備
- 企業に向けた育児休業・介護休業制度などの取得促進
- 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発

基本目標3
男女共同参画による
まちづくり
【女性活躍推進計画】

施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

- 男女共同参画を推進するグループへの支援
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

- 審議会委員などへの女性の参画促進
- 町政への女性の参画促進

施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

- 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進
- 町職員の研修機会の拡大
- 女性職員の管理職への積極的な登用の推進

基本目標4

だれもが安心して暮らすこと
のできる環境の整備

【困難女性支援基本計画】

施策1 男女の人権に対する理解の促進

- 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進
- 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備
- 性的マイノリティに対する理解促進と配慮

施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援

- 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援体制の充実
- 生涯を通じた健康維持のための健診及び健康相談機能の充実
- 心の健康づくりの推進
- 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育

施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援

- 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実
- 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築
- 在宅介護・看護に対する支援体制の充実
- 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する重層的支援体制の充実
- 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実
- 支援対象者の早期把握（アウトリーチなど）

施策4 ひとり親家庭の福祉の充実

- ひとり親家庭などの生活の安定と社会福祉の充実
- ひとり親家庭などの就労支援対策の促進と保育体制の充実
- ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

基本目標5

あらゆる暴力・ハラスメントの
根絶

【DV防止基本計画】

【困難女性支援基本計画】

施策1 配偶者などからの暴力（DV）への対策の充実

- 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進
- 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力（DV）に関する啓発・学習機会の提供
- 暴力の被害者に対する相談支援体制の充実

施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実

- セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進
- セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実

施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化

- 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介
- 継続した保護体制の整備
- 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備

施策4 関係機関との連携

- 国及び大阪府との連携・協力体制の強化
- 配偶者暴力相談支援センターとの連携強化

2. 施策の内容

基本目標 1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

【施策1】男女平等についての啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もだれもがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等意識を育てるために、様々な媒体・機会を通じて啓発活動を行っていくことが求められます。

具体的な取組

● 男女平等に関する啓発・広報活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自分らしい生き方を選択することができるよう、広報紙やホームページ、講演会などの様々な機会を通じて男女共同参画に関する啓発・広報活動を実施します。6月の「男女共同参画推進月間」には役場内に特設コーナー設置し、集中的な啓発を行います。

【施策2】性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

性の差別のない社会をつくっていく上で、学校教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。アンケート調査の結果をみると、学校教育の場では7割近くが男女の地位について「平等である」と回答していますが、子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえ、引き続き学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育んでいます。

具体的な取組

● 男女平等の推進に向けた教育内容の充実

各教科指導や様々な行事を通じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、子どもたちが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。指導にあたっては、性別に関係なく分け隔てのない対応をし、教育内容の充実に努めていきます。

● 学校教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画について教職員自身の理解が深まるよう、引き続き努めます。

● 発達段階に応じた男女平等の学習の推進

幼児のうちから性の区別にとらわれない意識を育むためにも、保育所（園）・認定こども園・幼稚園などにおいて、男女平等の保育・教育環境をつくとともに、関係機関と連携しながら、保育、幼児教育関係者に対して、男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図ります。

【施策3】性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成のためには、子どもたちの教育だけでなく、すでに社会で活躍している世代の意識改革が大切になります。そのためにも、社会教育の中で積極的に男女共同参画社会の学習を進める必要があります。

具体的な取組

● 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進

生涯学習センターなどにおける地域の生涯学習を支援し、男女平等・対等の意識を育てる活動を充実させるとともに、生涯学習の場や学習講座の充実を図ります。

講座の開催にあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすいよう、開催日の調整や託児を設けるなどの工夫に努めます。

また、より多くの人に参加できるよう、町ホームページなどを利用した効果的な情報発信を行います。

【施策4】性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

アンケート調査の結果をみると、前回の調査結果に比べて、子どもには、性別に関係なく本人の意思を尊重した生き方をしてほしいという考えが強くなっていることが分かります。

一方で、家庭における家事や育児の役割の多くを女性が担っている状況もあります。子どもたちが男女平等意識を身につけ成長するためには、家庭の中で親が性別にとらわれない意識を持つことが重要となることから、引き続き、家庭における男女平等意識を高めるための意識変革を促進する必要があります。

具体的な取組

● 性別にとらわれない子育ての推進

子どもたちが、社会生活においても家庭生活においても、性別にとらわれない自律・自立した生き方ができるよう、子どもたちの未来を見据えた、ジェンダーにとらわれない家庭教育を推進します。

そのために、保育・教育機関、保健福祉機関、図書館、生涯学習センターなどの様々な関係機関・団体と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行います。

● 親の家庭教育参加の支援・促進

家庭における教育や育児について親が子育てに積極的に関わることは、子どもの将来に関わる重要なことからでもあり、子育てをすることにより親もともに育っていくことができます。

親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発や、保健センターにおけるプレママ＆パパ教室の開催など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図ります。

【施策5】性の多様性に関する教育・啓発の推進

性別に関わらず、一人ひとりが対等な立場に立ち、お互いの性を尊重することのできる社会の実現のためには、一人ひとりが学校、家庭、地域、職場などの様々な機会を通して「性」の多様性や大切さを学習し、性についての正しい認識をもつことが重要となります。

具体的な取組

● ライフステージに応じた教育の推進

人権尊重、男女平等の視点に立ち、保育園・幼稚園、学校、地域、職場など様々な場所において、ライフステージに応じた教育を実施します。

特に、学校においては各学年の発達段階に応じて内容を検討し、適切な教育を推進していきます。

● 多様な性について理解を深める教育機会の提供

一人ひとりが互いに尊重し合うためには、それぞれの身体の特徴を十分に理解し、性に関する正しい知識を持つことが大切です。

低学年の時期からの学校、家庭、地域社会での教育を通して、性についての理解の推進につなげます。

■ 目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	61.9%	69.2%	80%
②「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	37.5%	52.3%	60%

*「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

基本目標２ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【女性活躍推進計画】

【施策１】家庭生活における男女の共同責任の促進

アンケート調査の結果をみると、家庭における家事などについて「よくしている」割合は、すべての項目において女性が男性を上回っており、特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯についてはほとんどを女性が担っている状況が分かります。

あらゆる分野における女性の活躍に向けては、家庭における男女の役割分担が必要不可欠となります。男性が家事や育児などに積極的に参加できるよう取り組むことが求められます。

具体的な取組

● 男性の家事・育児・介護への参加の促進

男性が家事や育児、介護に積極的に参加できるよう、家事や育児、介護について学ぶことのできる機会を提供し、家庭生活における、家事や育児、介護への男性の参加を促進します。

また、男性の積極的な参加促進にあたっては、本人をはじめ、女性や職場の意識改革を行い、男性が講座などに参加することへの抵抗感を無くしていく必要があります。また、男性自らが交流し育児活動に取り組むなど、様々な機会を通して、男女がともに家事や育児、介護へ参加することについての啓発活動を行います。

● 住民に向けた育児休業・介護休業制度などの取得促進

家庭生活において、男女がともに責任をもって家事や育児、介護を行えるよう、住民に対して、育児休業・介護休業制度などの普及・啓発を行い、取得を促進していきます。

【施策２】働きやすい環境づくり

アンケート調査の結果をみると、就労の場における管理職への登用や育児・介護休業などの取得などについては、男女で差がみられる状況があります。

職業生活における女性のさらなる活躍、そして、一人ひとりが仕事と家庭の調和を実現させるためには、男女がともに働きやすい環境をつくることが必要不可欠となります。

具体的な取組

● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

企業に対して、職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援につなげます。

● ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。

また、ハラスメントに悩んでいる人のために、職場の相談支援体制を充実させることへの協力を事業者に対して求めています。同時に、職場内では相談ができない人に対しては、各種相談窓口に関する情報提供を行います。

● 保育園・放課後児童会における保育内容などの整備

就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育園や放課後児童会の現状について検討し、定数の見直しなど保育内容の整備や病児保育や一時保育など多様なニーズに対応できる体制整備に努めます。

● 企業に向けた育児休業・介護休業制度などの取得促進

一人ひとりが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、企業に向けた育児休業・介護休業制度などに関する情報提供を行うとともに、従業員の取得促進や職場復帰しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。

● 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発

農業、自営業・中小零細企業、家内労働に従事する女性労働者の健康面や、労働状態などの実態を把握し、就業環境の整備と育成を住民とともに進めます。

■ 目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (住民意識実態調査結果より)	24.2%	29.6%	70%
②「雇用の機会や働く分野」における男女の地位が 平等だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	18.4%	21.8%	30%

基本目標３ 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】

【施策１】社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

だれもが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、男女共同参画の視点をもった社会活動・地域活動の推進、性別や年齢が固定化しない組織づくりが求められます。

また、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けて、社会活動や地域活動における女性の積極的な参加が期待されています。

具体的な取組

● 男女共同参画を推進するグループへの支援

男女共同参画の推進にあたっては、行政や企業、家庭だけではなく、社会活動や地域活動団体による取組の推進も重要となります。男女共同参画を推進するグループに対しては、各グループの交流促進や情報の提供、活動拠点などの整備・充実を図り、支援を行います。

● 地域活動における男女共同参画の推進

様々な分野で、独自の視点に立って自主的に活動している地域活動は、男女共同参画社会を実現するために大切な存在です。近年では、主に若い世代において地域活動への参加意向が減少している傾向がみられますが、男女がともに積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行います。

● 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

各種団体などの役員人事は、男性優先の慣習に縛られることなく、女性の登用を図り、男女が共同して地域社会の活性化に参画していく機運の醸成を図ります。

また、町会・自治会、PTA、商工会など各種団体への女性の参画を促進していきます。

【施策２】政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

これまで、政策・方針決定機関の場は主に男性で構成されてきた傾向がありましたが、政策・方針決定過程への女性の参画は、男女平等を実効性のあるものにするとともに、まちづくりに女性の考えを反映させるためには不可欠な条件です。

政策・方針決定機関への女性の積極的な参画を通して、女性の活躍の機会を拡大させるとともに、男女がともに責任を担い、積極的に参画していくことのできる環境整備が求められます。

具体的な取組

- 審議会委員などへの女性の参画促進

審議会などの女性委員の割合を増やし、役員選出に際しては女性委員の積極的な登用を図ります。また、委員の選出に当たっては、必ずしも充て職（団体の長や役職）にとらわれることのない、柔軟な選出方法についても検討します。

- 町政への女性の参画促進

各種団体などの方針決定や、町議会などに女性の参加・参画を促すための情報や機会の提供を図ります。

【施策3】町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

あらゆる分野における女性の活躍を推進していくためには、町がモデルケースとなり、率先して取組を行うことが重要となります。

本町において令和6年12月に改訂した「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進します。

具体的な取組

- 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進

建設・土木や看護職など、男性または女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるように検討を行います。

なお、人事の評価や配置については、平成28年に策定した「太子町人材育成基本方針」に基づいて実施します。

- 町職員の研修機会の拡大

人権意識に基づく男女平等についての研修などへの参加機会を拡大し、男性職員、女性職員とも積極的な参加を促します。

- 女性職員の管理職への積極的な登用の推進

女性職員の管理職への登用を引き続き積極的に進めるとともに、人材育成にも努めます。

また、女性職員の積極的な採用に向けて、仕事と子育てに励む女性職員の声などを紹介し、女性が活躍できる職場であることを広報やホームページなどで周知します。

■ 目標数値

指標	策定時値 平成31年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①庁内の女性管理職（課長補佐以上）の割合*	14.3%	30.8%	40%
②審議会などの女性委員の割合*	19.5%	28.7%	50%

* 4月1日時点

基本目標 4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備 【困難女性支援基本計画】

【施策1】男女の人権に対する理解の促進

様々な不平等や差別を無くし、すべての人権を大切にする文化なしには、男女共同参画の実現はありません。

一人ひとりが互いの人権を尊重することができるような社会をつくるため、引き続き、すべての年代の人に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動を継続していく必要があります。

具体的な取組

● 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進

広報による啓発や人権学習の講座などを通じて、「人権尊重のまちづくり」をめざします。憲法週間や人権週間には商業施設などと連携した啓発活動や講演会などを実施し、集中的な啓発を行います。

● 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備

職場や家庭、地域などにおいて人権侵害に苦しむ方々に対する相談体制の充実を図ります。人権に関するどのような相談にも対応できるよう、総合相談窓口として人権全般の相談事業を実施します。

相談支援にあたっては、近隣の自治体と連携し窓口の充実を図るとともに、各関係機関と連携して状況の改善を図ります。

● 性的マイノリティに対する理解促進と配慮

学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

【施策2】生涯を通じた健康に対する総合的な支援

少子・高齢化が進む中、健康寿命の延伸と健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の構築に向け、生涯を通じた心と身体の健康づくりが重要となっています。

また、女性に対しては妊娠から出産、育児までの不安を解消できるよう、切れ目のない支援を行う必要があります。

具体的な取組

● 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援体制の充実

地域に暮らすあらゆる母子が健やかに生活できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、妊娠期から出産、育児に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

● 生涯を通じた健康維持のための健診及び健康相談機能の充実

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるために、健康に対する正しい情報提供を行います。

また、地域の医療機関や保健福祉機関などとの連携により、定期的な健康診断や生活習慣病の予防、母子の健康づくりへの支援や健康づくりの相談支援を実施します。

● 心の健康づくりの推進

心の健康づくりの推進に向けて、相談窓口の周知を行うとともに、心の健康づくりについての知識と相談技術を持つ人材の育成を図り、相談機能を強化します、また、学校や職場などでは、心の健康づくりに関する理解を広めるための啓発活動や学習機会を提供します。

● 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育

喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物などへの依存防止の啓発活動を推進するとともに、早期に問題を発見して的確に対応するため、保護者や学校、医療機関、民生委員児童委員などと連携を密にし、街頭パトロールや相談などの活動を推進します。

【施策3】 援助を必要とする人たちへの自立支援

住み慣れた地域の中で、だれもが健康で安心し、いきいきとした生活を送るためには、地域での支えあいが必要であり、地域社会の福祉的機能の充実と福祉ネットワークの形成が必要です。

高齢者や障がいのある人には、介護や支援が必要になっても地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築する必要があります。

また、課題が複合化し、生活を送る中で困難や生きづらさを抱える相談者に対しては、支援機関・地域の関係者が連携して相談者を受け止め、抱えている問題・その背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが必要です。

具体的な取組

● 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実

障がいのある人が地域の中で安定した生活を営むことができるよう、障がい福祉の充実を図るとともに、啓発・広報活動や福祉教育、交流事業を推進し、だれもが安心して豊かに暮らせる地域づくりに取り組みます。

● 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、地域生活で何らかの支援が必要な高齢者に対して、ニーズに合ったサービスの提供を行うとともに、地域における介護予防活動、居場所づくり、見守り体制の充実を図り、高齢者の自立生活を支援します。

● 在宅介護・看護に対する支援体制の充実

在宅介護・看護の負担を軽くし、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルパーや訪問看護師の派遣制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度について住民への情報提供に努めます。

● 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する重層的支援体制の充実

複合的なニーズを抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコーディネート及びアウトリーチを重視した伴走型の継続的な支援を実施し、相談者の意思が尊重されながら、それぞれの状況に応じた最適な支援を包括的に提供する体制を整備します。また、相談者が気軽に立ち寄れる場所や自由に悩みを話せる場を提供するとともに、必要に応じて関係機関へつなぎ、必要な支援が受けられるよう調整します。

- **困難な問題を抱える女性への支援体制の充実**

女性は、障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人、性的マイノリティなどに対する差別や社会的排除の経験に加え、性的な被害や女性特有の問題により、社会的経済的困難などが複合化・複雑化することが多く、これらの困難な問題を抱える女性への支援のため、女性相談支援員の配置及び大阪府女性相談センターなどの関係機関や民間団体との連携を強化するとともに、関係機関などが実施する女性相談支援員のスキル向上のための研修などに積極的に参加することで、相談窓口機能の強化に努めます。

- **支援対象者の早期把握（アウトリーチなど）**

相談窓口を広く周知し、来所だけでなく、電話やメールなどのコミュニケーションツールを活用した相談支援を行うとともに、社会福祉協議会、NPO法人などの民間団体と連携しながらアウトリーチ活動を実施し、支援を必要とする人を早期に把握し、信頼関係を築きながら支援につなげていきます。また、相談窓口だけでなく、地域コミュニティや学校などにおいて、関係機関や女性相談支援員などの周知を行うことで、支援に関する理解を促進し、支援を必要とする人が地域で認知されるよう努めます。

【施策4】ひとり親家庭の福祉の充実

経済面や生活面において困難を抱えるひとり親家庭に対しては、生活安定のためのサポート体制を築いていくことが求められます。

地域で支え合うネットワークの形成と行政サービスを充実させ、生活の安定と自立を支援する必要があります。

具体的な取組

● ひとり親家庭などの生活の安定と社会福祉の充実

ひとり親家庭など支援が必要な家庭に対し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、育児・家事支援・子育て短期支援事業（ショートステイ）や一時保育など、総合的な支援を充実させることで、生活上の困難な状況を改善します。

特に、経済基盤の弱いひとり親家庭などの自立支援として、児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸与についての相談や制度についての情報提供を行います。

● ひとり親家庭などの就労支援対策の促進と保育体制の充実

経済的自立が難しいひとり親家庭などに対して、就労相談から就職情報の提供、就労支援講習会の開催や職業能力向上のための訓練などの情報提供を行い、就労による自立を図るために、ハローワークなどと連携をとりながら就労支援を行います。

また、ひとり親家庭などの親や保護者が働きやすくなるよう、保育園における延長保育や休日保育、病児保育や放課後児童会での受入れ、地域での見守り体制の充実など、安心して働くことができる環境づくりに向けて支援を行います。

● ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きく、また、社会的にも孤立しがちであることから、ひとり親家庭の個別のニーズに応えるとともに、特にひとり親家庭の「自立支援」のための相談、情報提供などこども家庭センター（予定）*を中心に体制を充実させます。

また、来所が難しい場合も考えられるため、公的SNS相談窓口の周知も行います。

更に、地域との関わりの少ないひとり親家庭を対象に、地域でのネットワークづくりを支援します。

*こども家庭センター（予定）…児童福祉法などで規定する母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を担う市町村の機関であり、支援を要するこども・妊産婦などへのサポートプランの作成や支援体制強化のための地域資源の開拓を行う。

■ 目標数値

指標	策定時値 平成30年 (2018)	改訂時値 令和5年 (2023)	目標値 令和11年 (2029)
①子育て支援センター利用者数(親・子両方を含む)	1,687人	3,374人	3,500人
②介護予防普及事業の参加者数	4,208人	4,099人	5,000人
③地域介護予防活動支援事業の参加者数	6,414人	9,422人	10,000人
④就労移行支援(障がい福祉計画)	4人	3人	5人

指標	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
⑤女性相談支援員の設置	1人	設置 (1人以上)
⑥困難女性支援事業における相談ケース数(累計)	6件	25件
⑦何らかの相談窓口を知っている人の割合 (住民意識実態調査結果より)	86.3%	90.0%

基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】

【施策1】配偶者などからの暴力（DV）への対策の充実

配偶者などからの暴力（DV）や恋人間の暴力（デートDV）など、異性間における暴力が多様化している現状があります。

国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することが、改めて強調されています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、お互いが人権を尊重し合い、あらゆる暴力を阻止するための意識啓発を行う必要があるとともに、被害者が安心して生活を営めるよう、相談支援体制のさらなる充実が求められます。

具体的な取組

● 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進

暴力は、性別を問わず、被害者の人間としての尊厳を侵害するものです。とりわけ、経済的・社会的に優位に立つことが多い男性から、劣位に立つことが多い女性に向かってふるわれる暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせて従属的な状況に追い込む結果を招くこともあります。

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力（DV）、ストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力を防止するために、様々な媒体・機会を活用した啓発活動を推進します。特に、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」には、集中的な啓発を行います。

● 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力（DV）に関する啓発・学習機会の提供

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力（DV）の被害者は多くの場合女性であり、暴力を加えることは女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなります。

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人などからの暴力（DV）の実態についての情報を収集・分析し、暴力の現状や対策についての啓発・学習機会の提供などを実施し、あらゆる暴力の根絶をめざします。

● 暴力の被害者に対する相談支援体制の充実

暴力を受けた被害者が安心して相談できるよう、女性相談支援員を設置するなど、適切に相談が行える体制づくりに努めます。また困難な事案については大阪府女性相談センターなどの相談機関に繋ぎ、適切な支援が受けられるように努めます。

また、暴力の被害者になった人が緊急避難することができる機関や、医学的・心理学的な援助カウンセラーなどによる心のケアを行うための機関など、被害者の状況に応じて、適切な相談機関と連携を強化し、迅速的確な被害者支援に努めます。

日本語による意思疎通が困難な人に対しては、自分の国の言葉による相談ができるよう、民間団体などの協力を得て通訳者を確保するなど、相談体制の充実に努めます。

【施策2】セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実

アンケート調査結果をみると、セクシュアル・ハラスメントへの意識は高まりつつあると考えられますが、何かしらのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人も一定数いる状況です。

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けては、一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントへの認識と理解を深められるよう、様々な機会での啓発をしていくことが重要です。また、ハラスメントの被害者に対する相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりを行うことが求められます。

具体的な取組

● セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、あらゆる機会においてセクシュアル・ハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。

啓発・広報にあたっては、固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景にもなることや、性別に関わらず被害者・加害者になり得ることなどについても周知し、ハラスメントの未然防止に努めます。

● セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実

セクシュアル・ハラスメントに悩んでいる人が早急に安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、状況に応じた的確な相談支援ができるよう、相談窓口の質の向上を図ります。

事業者に対しては、職場の相談支援体制を充実させることへの協力を求めています。

【施策3】あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化

暴力やハラスメントの被害者による相談後は、被害者及びその関係者の安全を図るため、被害者に関わる情報の管理など、徹底した保護体制を整備する必要があります。

また、被害者が自立した生活を送ることができるよう、就労に関する情報提供など、様々なサポートを行っていくことが重要です。

具体的な取組

● 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介

被害者やその同伴する家族に適当な緊急の寄宿先がない場合は、さらなる被害を防ぎ、安全な生活を確保するために、本人の意思を尊重した上で、一時保護機関へ繋がます。

● 継続した保護体制の整備

一時保護の後、地域で生活をはじめた被害者については、その状況を踏まえ、引き続き相談支援や自立を支援するための情報提供を継続し、被害者の支援が途切れることのないようにします。

また、加害者が被害者の個人情報などを得られないよう、徹底した配慮を行います。

● 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備

被害者の生活保護の適用、児童福祉法の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当の支給など、福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援施策についての窓口や手続きなどについて情報提供などを行います。

被害者の自立を支援するため、被害者の状況などに応じて公共職業安定所における職業紹介、職業訓練などの就労支援などに関する情報提供や助言を行います。

また、国民年金や医療保険、子どもの就学や保育などについて、担当窓口において適切に対応するとともに、必要に応じて大阪府などの関係機関と協議し対応していきます。

【施策4】関係機関との連携

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、大阪府、町及び関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において、連携して被害者支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

● 国及び大阪府との連携・協力体制の強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進については、国や大阪府との緊密な連携を図りながら進めていきます。

また、大阪府や医師会、弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議」を活用し、関係機関、民間団体との連携を図りながら、効果的に施策を推進します。

● 配偶者暴力相談支援センターとの連携強化

大阪府では、配偶者暴力相談支援センターとして、大阪府女性相談センター及び府内子ども家庭センター（児童相談所）6ヶ所が設置されています。

これらの施設と緊密に連携を図り、被害者の保護と自立のための支援を強化していきます。

■ 目標数値

指標	策定時値 令和元年 (2019)	改訂時値 令和6年 (2024)	目標値 令和11年 (2029)
①配偶者や恋人などから「平手でうつ」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	71.6%	71.8%	80%
②配偶者や恋人などから「相手の交友関係や電話を細かく監視する」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	52.8%	56.7%	70%
③「結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと」がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	33.3%	43.9%	50%
④『『交流・交友関係が派手だ』などと性的なうわさを流すこと』がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	63.8%	62.6%	80%

第5章

計画の推進体制

1. 庁内推進体制の充実

本町では、平成26年に「太子町男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいて男女共同参画推進の取組を進めています。

男女共同参画の実現に向けて、関係する様々な施策に男女平等の視点を反映させていくために、担当部局だけではなく、全庁的な取組を進めています。

また、全職員が男女平等の視点に立って施策の推進に向けて取り組むことができるよう、職員に対する意識づくりを進めます。

2. 国や大阪府とのパートナーシップによる取組の推進

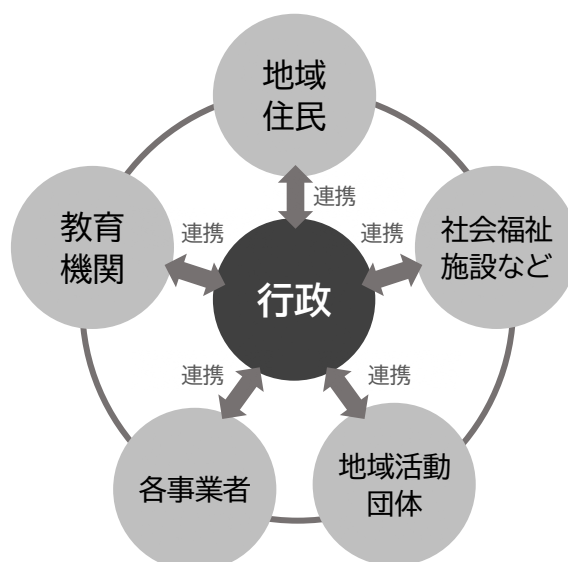
計画の推進にあたっては、法制度の整備や施策の充実について国や大阪府へ働きかけるとともに、相談支援体制の構築、講座やシンポジウムの開催などを通じて、近隣の市町村との連携を図ります。

3. 地域住民、事業者、関係諸団体と連携した取組の推進

計画の推進にあたっては、地域住民をはじめ、様々な分野で自主的な活動を展開する関係諸団体との連携が必要不可欠となります。

また、企業との積極的な連携を通じて、職場に男女平等・対等の考え方を浸透させるとともに、男女がともに働きやすいゆとりある職場づくりや、仕事と家庭を両立できる環境整備の取組を推進します。

【連携した取組の推進イメージ】



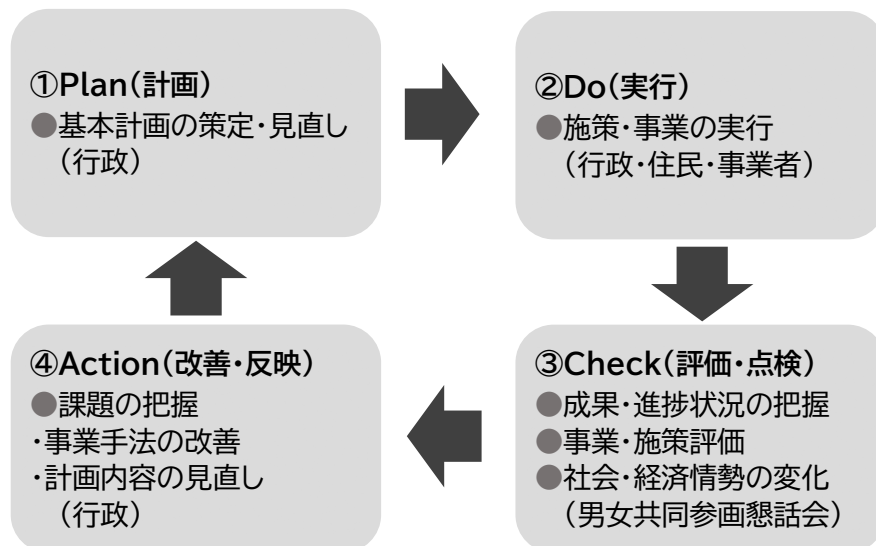
4. 計画の進捗管理・評価の推進

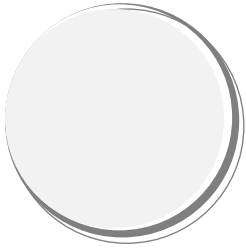
計画の適切な進捗管理・評価を行うために、計画期間中、事業の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、PDCAサイクルの仕組みを取り入れます。

計画策定後も、男女共同参画推進懇話会を定期的に行い、計画の進捗管理・評価を行う場として活用します。

PDCAサイクルとは、計画を策定（Plan）し、これを実行に移し（Do）、その成果を点検し（Check）、これを踏まえて改善し（Action）、さらに次の計画へとつなげていく（Plan）もので、計画の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

【PDCAサイクル】





資料編

1. 太子町男女共同参画施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進を図るため、太子町男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太子町の男女共同参画に関する施策の推進のための計画（以下「計画」という。）及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長、副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提出等を求めることができる。
- 3 推進本部の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。
- 3 幹事会は、男女共同参画担当課長が招集し、主宰する。
- 4 幹事会の会議は協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、必要に応じて職員を加えることができる。

(研究会)

第7条 幹事会の所掌事務を円滑に推進するため、幹事会の下に研究会を置く。

- 2 研究会は、幹事会が指示した事項について検討及び協議を行う。
- 3 研究会は、協議事項に関係する課の選出した職員をもって構成する。
- 4 研究会は、男女共同参画担当課長が招集し、主宰する。

(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び研究会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1

本部

区分	役職
本 部 長	町長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
本 部 員	部長の職にあるもの
	教育次長

別表2

幹事会

幹 事	役職
	課長の職にあるもの

2. 太子町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりのための総合的な施策計画の策定及び変更その他の男女共同参画推進に関する重要事項について意見を聴取するため、太子町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員8名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者とし、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1名
- (2) 関係団体等の代表者 7名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇話会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

3. 太子町男女共同参画推進懇話会名簿

(委嘱の期間：令和4年9月1日～令和6年8月31日)

区分	氏名	所属団体など	備考
識見を有する者	木下 みゆき【会長】	大阪大谷大学 文学部 教授	
団体関係等の 代表者	大田 忠志	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	～令和6年3月31日
	原 健一郎		令和6年4月1日～
	安川 陽子	太子町母子寡婦福祉会 役員	
	尾中 一美	公募委員	
	刀根 道夫【副会長】	太子町人権擁護委員	
	中道 大征	富田林商工会太子町支部 役員	
	川向 佐栄子	太子町婦人会 副会長	
	立石 暁郎	河内長野公共職業安定所 所長	～令和6年3月31日
	平井 誠		令和6年4月1日～

(令和6年9月1日～令和8年8月31日)

区分	氏名	所属団体など	備考
識見を有する者	木下 みゆき【会長】	大阪大谷大学 文学部 教授	
団体関係等の 代表者	原 健一郎	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	
	安川 陽子	太子町母子寡婦福祉会 役員	
	尾中 一美	公募委員	
	刀根 道夫【副会長】	太子町人権擁護委員	
	中道 大征	富田林商工会太子町支部 役員	
	高川 ノリ子	太子町婦人会 役員	
	平井 誠	河内長野公共職業安定所 所長	

4. 太子町男女共同参画推進懇話会の経過

回数	開催年月	議題
第1回	令和6年6月28日（金）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・見直しスケジュールについて ・住民意識実態調査について ・住民意識実態調査票（案）について
第2回	令和6年9月13日（金）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の取組みについて（令和5年度実績） ○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・住民意識実態調査の結果について ・関係団体ヒアリング調査の結果について ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（素案）について
第3回	令和6年12月6日（金）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）について
第4回	令和7年2月20日（木）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の取組みについて（令和6年度見込み） ○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・パブリックコメント（意見募集）の実施結果について ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）について

5. 太子町男女共同参画施策推進本部の経過

回数	開催年月	議題
第1回	令和6年7月8日（月）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・見直しスケジュールについて ・住民意識実態調査について ・住民意識実態調査票（案）について
第2回	令和6年9月11日（水）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の取組みについて（令和5年度実績） ○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・住民意識実態調査の結果について ・関係団体ヒアリング調査の結果について ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（素案）について
第3回	令和6年12月3日（火）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）について
第4回	令和7年3月17日（月）	○第2次太子町男女共同参画推進計画の取組みについて（令和6年度見込み） ○第2次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて ・パブリックコメント（意見募集）の実施結果について ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）について

6. 太子町男女共同参画施策推進本部幹事会の経過

回数	開催年月	議題
第1回	令和6年7月23日（火）	○第2次太子町男女共同参画推進計画に関する取組状況について（令和5年度実績）
第2回	令和6年11月15日（金）	○第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）に関する意見について
第3回	令和6年12月11日（水）	○第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（案）に対するパブリックコメント（住民等意見）の募集について
第4回	令和7年1月27日（月）	○第2次太子町男女共同参画推進計画に関する取組状況について（令和6年度見込み）

7. 太子町男女共同参画推進条例

前文

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会における活動と連動して進められてきた。また、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定された。

太子町においては、平成10年3月に「太子町女性プラン」を策定し、時代の変遷に沿った様々な男女平等施策に取り組んできた。また、男女一人ひとりが自立し対等に参加・参画する新しい社会の創造をめざし、平成22年3月に「太子町男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のため、人権を重視した取り組みを進めてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は依然として根強く残っており、また近年は女性に対する暴力が社会問題として認識されるようになった。男女平等な社会の実現にはなお一層の努力が必要と言える。

このような状況を改善するため、伝統や文化に配慮しつつ、固定化された男女の役割にとらわれず自らの意思によって、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合う「男女共同参画社会」が重要である。

ここに太子町は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、町、住民、教育関係者及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、住民、教育関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、もって男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に住み、働き、若しくは学ぶ者をいう。
- (3) 教育関係者 町内において学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む。）その他密接な関係にある男女の間で行われる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し

影響を及ぼすことのないよう見直されること。

(4) 町における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。

(6) 男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、推進施策の実施に当たっては、住民、教育関係者及び事業者（以下「住民等」という。）と協働して取り組むものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

2 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 町長は、推進計画を策定するに当たっては、住民、教育関係者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しな

ければならない。

（広報及び啓発）

第12条 町は、男女共同参画の推進について住民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行う。

（積極的格差改善措置）

第13条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、住民等と協力して積極的格差改善措置を講じるものとする。

（推進体制の整備等）

第14条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（苦情等及び相談）

第15条 住民等は、推進施策その他の町が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見（以下「苦情等」という。）があるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

2 住民等は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたときは、町長に対し、相談の申出をすることができる。

3 前2項の規定による苦情等の申出又は相談の申出があったときは、町長は、速やかに対応し、これを適切に処理するものとする。この場合において、町長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、関係機関に対し協力を要請するものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている太子町男女共同参画推進計画は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

8. 住民意識実態調査の結果

調査対象：太子町在住の18歳以上の男女から無作為に抽出した1,000人

調査期間：令和6年7月17日～令和6年7月31日

調査方法：郵送配付・郵送回収

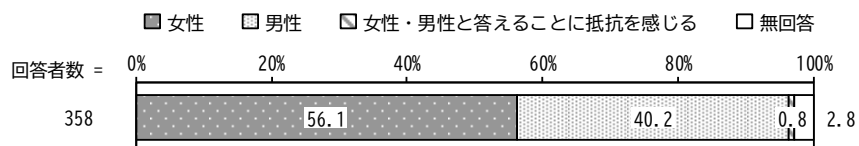
回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	358 通	35.8%

(1) 回答者属性

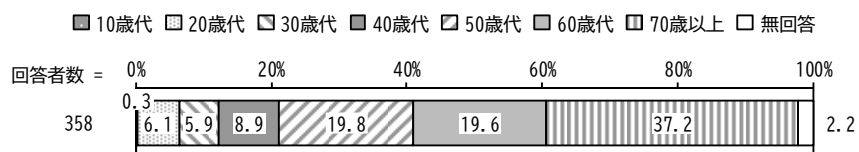
問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

「女性」の割合が56.1%、「男性」の割合が40.2%となっています。



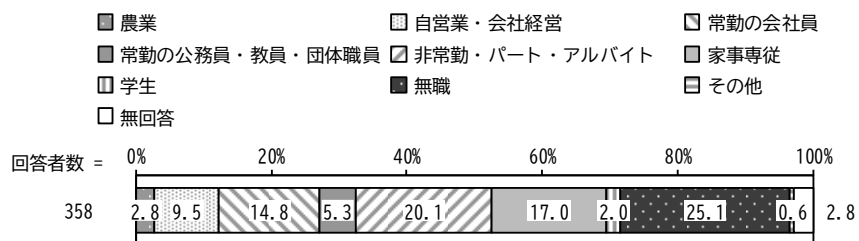
問2 あなたの満年齢をお答えください。(○は1つ)

「70歳以上」の割合が37.2%と最も高く、次いで「50歳代」の割合が19.8%、「60歳代」の割合が19.6%となっています。



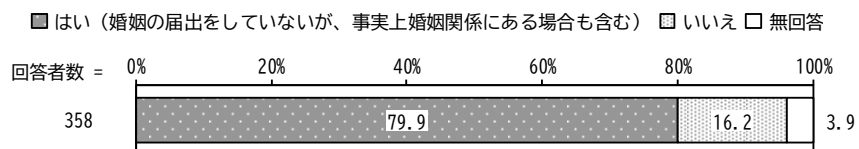
問3 あなたのご職業は次のどれですか。(○は1つ)

「無職」の割合が25.1%と最も高く、次いで「非常勤・パート・アルバイト」の割合が20.1%、「家事専従」の割合が17.0%となっています。



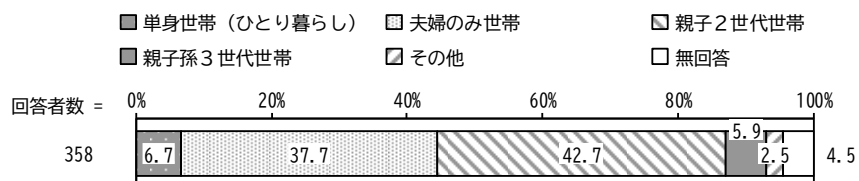
問4 あなたは、現在、結婚されていますか。(○は1つ)

「はい（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある場合も含む）」の割合が79.9%、「いいえ」の割合が16.2%となっています。



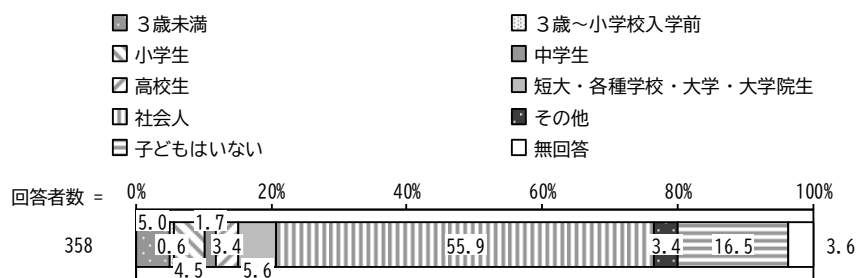
問5 あなたの家族構成についてお答えください。(○は1つ)

「親子2世代世帯」の割合が42.7%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」の割合が37.7%となっています。



問6 あなたの一番年少の子どもは、次のうちどれにあたりますか。(○は1つ)

「社会人」の割合が55.9%と最も高く、次いで「子どもはいない」の割合が16.5%となっています。

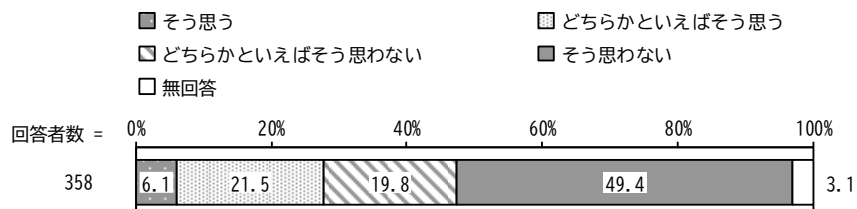


(2) 男女の平等と役割分担について

問7 あなたは、次のような考えに対してどのように思いますか。(それぞれ○は1つ)

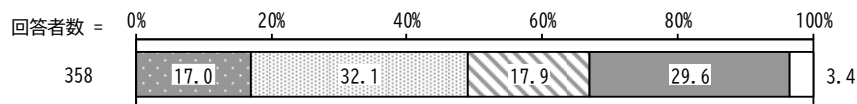
【ア 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである】

「そう思わない」の割合が49.4%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が21.5%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が19.8%となっています。



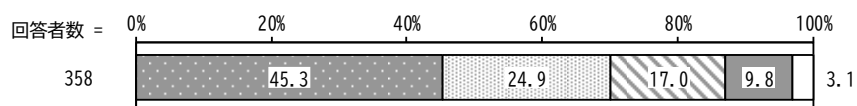
【イ 妻子を養うのは男の責任である】

「どちらかといえばそう思う」の割合が32.1%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が29.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が17.9%となっています。



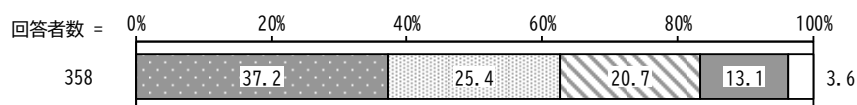
【ウ 結婚は、個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい】

「そう思う」の割合が45.3%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が24.9%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が17.0%となっています。



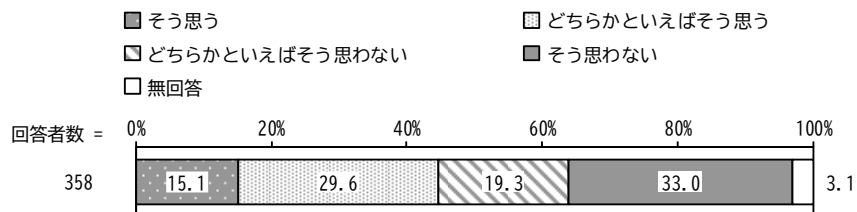
【エ 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない】

「そう思う」の割合が37.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が25.4%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が20.7%となっています。



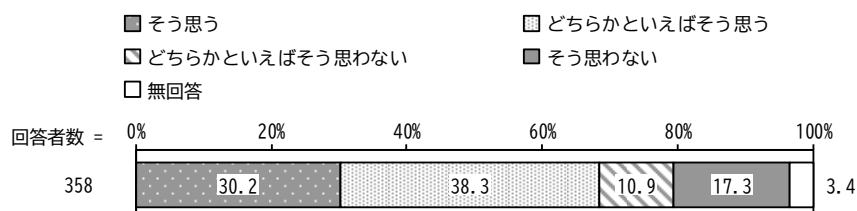
【オ 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい】

「そう思わない」の割合が 33.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」の割合が 29.6%、「どちらかといえばそう思わない」の割合が 19.3%となっています。



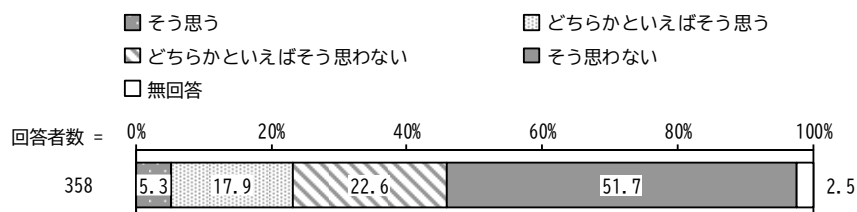
【カ 子どもが3歳くらいまでは、母親の元で育てるべきである】

「どちらかといえばそう思う」の割合が 38.3%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 30.2%、「そう思わない」の割合が 17.3%となっています。



【キ 夫の親を妻が介護・看護するのは当然である】

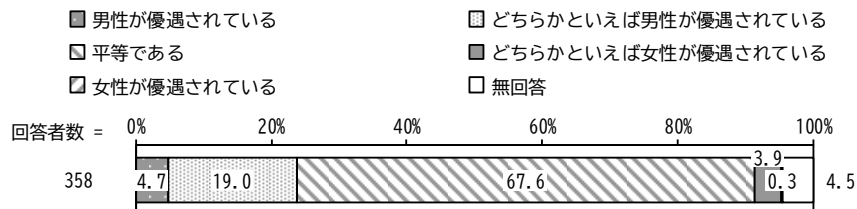
「そう思わない」の割合が 51.7%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」の割合が 22.6%、「どちらかといえばそう思う」の割合が 17.9%となっています。



問8 現在、日本社会における下記の分野において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。(それぞれ○は1つ)

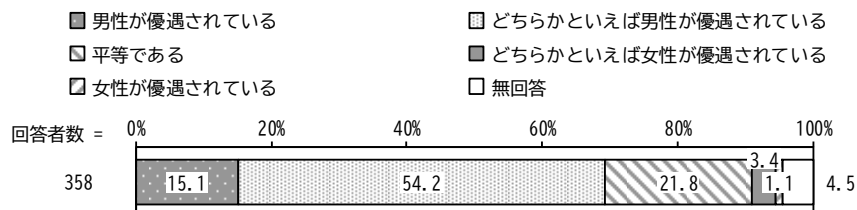
【ア 学校教育の場では】

「平等である」の割合が 67.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 19.0%となっています。



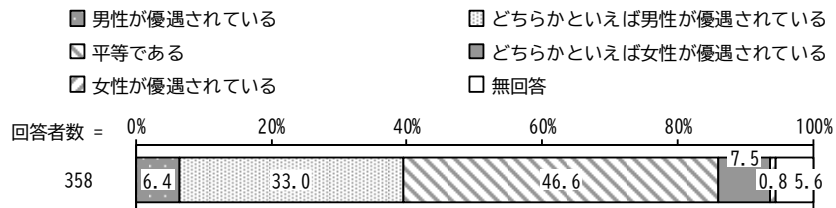
【イ 雇用の機会や働く分野では】

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 54.2%と最も高く、次いで「平等である」の割合が 21.8%、「男性が優遇されている」の割合が 15.1%となっています。



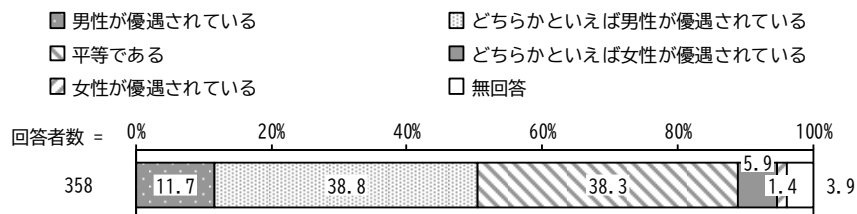
【ウ 地域活動では】

「平等である」の割合が 46.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 33.0%となっています。



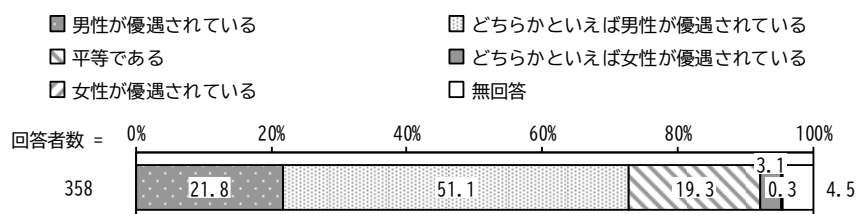
【エ 家庭生活では】

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が38.8%と最も高く、次いで「平等である」の割合が38.3%、「男性が優遇されている」の割合が11.7%となっています。



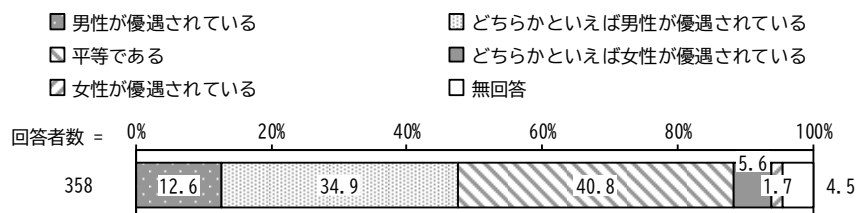
【オ 社会慣習やしきたりなどでは】

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が51.1%と最も高く、次いで「男性が優遇されている」の割合が21.8%、「平等である」の割合が19.3%となっています。



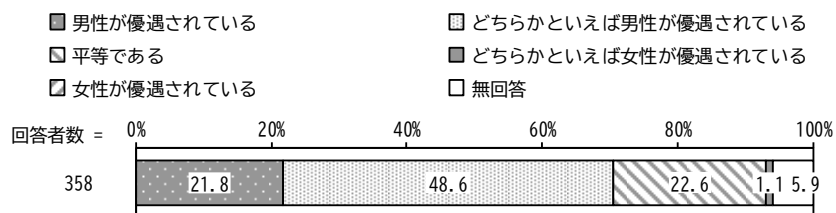
【カ 法律や制度の上では】

「平等である」の割合が40.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が34.9%、「男性が優遇されている」の割合が12.6%となっています。



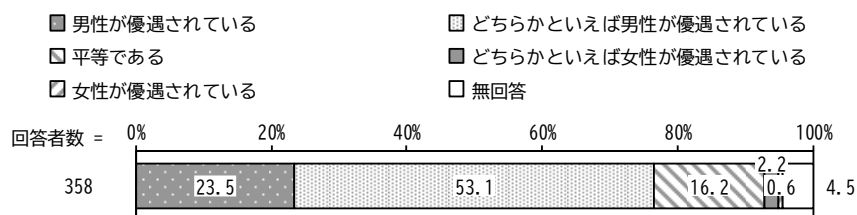
【キ 政治・経済活動への参加では】

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が48.6%と最も高く、次いで「平等である」の割合が22.6%、「男性が優遇されている」の割合が21.8%となっています。



【ク 全体として、わが国の男女の地位は】

「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が53.1%と最も高く、次いで「男性が優遇されている」の割合が23.5%、「平等である」の割合が16.2%となっています。

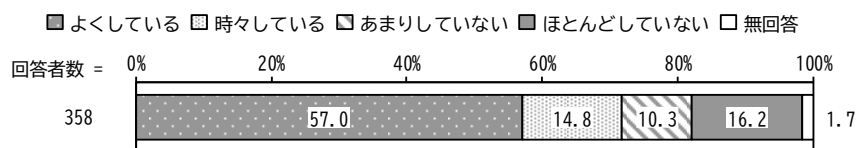


(3) 家庭生活等について

問9 あなたは、普段ご家庭で次のことをされていますか。(それぞれ○は1つ)

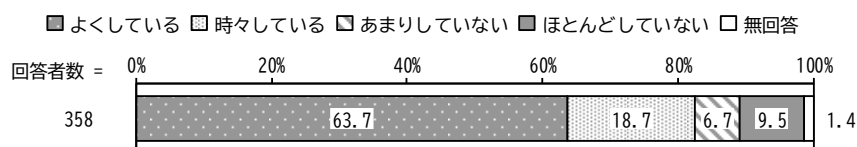
【ア 食事の支度】

「よくしている」の割合が57.0%と最も高く、次いで「ほとんどしていない」の割合が16.2%、「時々している」の割合が14.8%となっています。



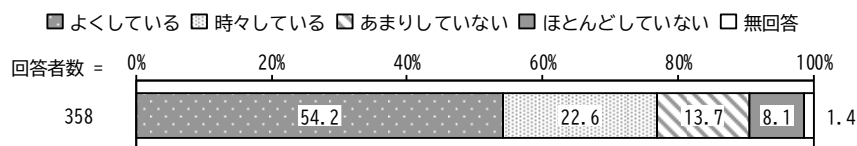
【イ 食事の後片付け】

「よくしている」の割合が63.7%と最も高く、次いで「時々している」の割合が18.7%となっています。



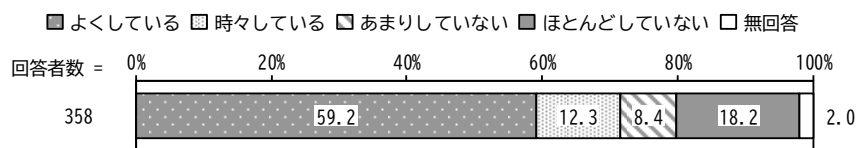
【ウ 掃除】

「よくしている」の割合が54.2%と最も高く、次いで「時々している」の割合が22.6%、「あまりしていない」の割合が13.7%となっています。



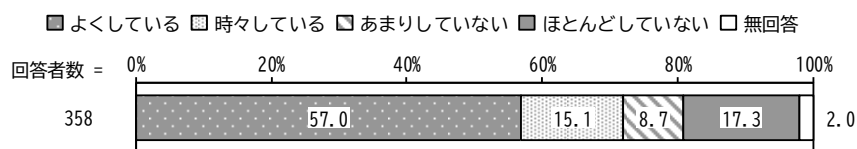
【エ 洗濯】

「よくしている」の割合が59.2%と最も高く、次いで「ほとんどしていない」の割合が18.2%、「時々している」の割合が12.3%となっています。



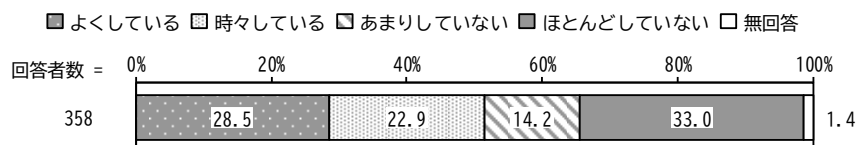
【オ ごみ出し】

「よくしている」の割合が57.0%と最も高く、次いで「ほとんどしていない」の割合が17.3%、「時々している」の割合が15.1%となっています。



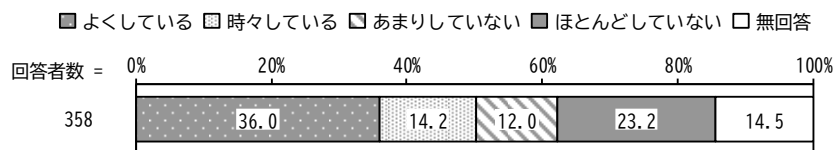
【カ 町会や自治会活動などへの参加】

「ほとんどしていない」の割合が33.0%と最も高く、次いで「よくしている」の割合が28.5%、「時々している」の割合が22.9%となっています。



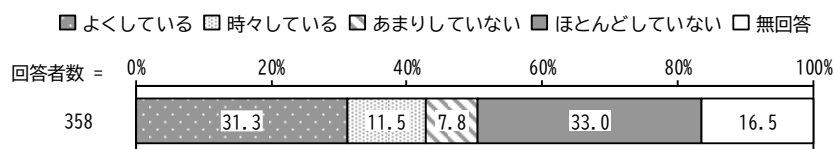
【キ 子どもの世話やしつけ（教育）】

「よくしている」の割合が 36.0%と最も高く、次いで「ほとんどしていない」の割合が 23.2%、「時々している」の割合が 14.2%となっています。



【ク 子どもの学校行事への参加】

「ほとんどしていない」の割合が 33.0%と最も高く、次いで「よくしている」の割合が 31.3%、「時々している」の割合が 11.5%となっています。

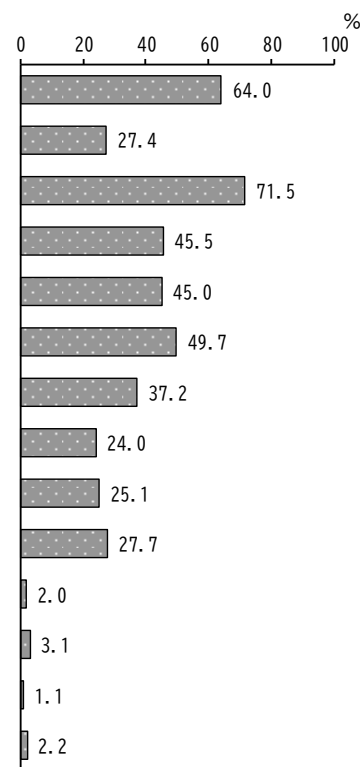


問10 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」の割合が 71.5%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が 64.0%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること」の割合が 49.7%となっています。

回答者数 = 358

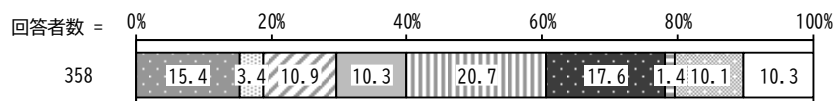
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること
 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりをすすめること
 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
 特に必要ない
 その他
 わからない
 無回答



問11 あなた自身に介護が必要となった場合、どこで・誰に介護をしてほしいですか。現在の状況にかかわらず、ご希望をお答えください。(○は1つ)

「特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの介護施設で」の割合が20.7%と最も高く、次いで「ケア付きシルバーマンション・有料老人ホーム・高齢者向けサービス付き住宅などで」の割合が17.6%、「家庭で配偶者に」の割合が15.4%となっています。

- 家庭で配偶者に
- 家庭で娘に
- 家庭で息子に
- 家庭で息子の妻に
- 家庭でヘルパー等に
- 病院・介護医療院（介護療養型施設）で
- 特別養護老人ホーム、ケアハウスなどの介護施設で
- ケア付きシルバーマンション・有料老人ホーム・高齢者向けサービス付き住宅などで
- その他
- わからない
- 無回答



(4) 教育について

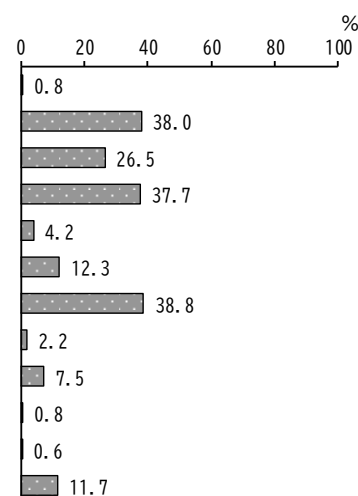
問12 あなたは、ご自分の子どもに将来どのような生き方をしてほしいと思われますか。女の子、男の子について、それぞれお聞かせください。子どものいない方も、仮にいたと想定して、お答えください。(それぞれ○は2つまで)

【女の子】

「本人の意思に任せる」の割合が38.8%と最も高く、次いで「経済的に自立した生活をする」の割合が38.0%、「家族や周りの人たちと円満に暮らす」の割合が37.7%となっています。

回答者数 = 358

- 社会的な地位を得る
- 経済的に自立した生活をする
- 人間性豊かな生活をする
- 家族や周りの人たちと円満に暮らす
- 社会に貢献する
- 個性や才能を生かした生活をする
- 本人の意思に任せる
- 性別にこだわらず、個性的に暮らす
- 家事が自分でこなせるようになる
- その他
- わからない
- 無回答

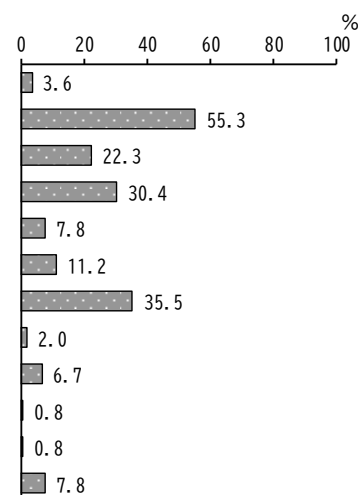


【男の子】

「経済的に自立した生活をする」の割合が55.3%と最も高く、次いで「本人の意思に任せる」の割合が35.5%、「家族や周りの人たちと円満に暮らす」の割合が30.4%となっています。

回答者数 = 358

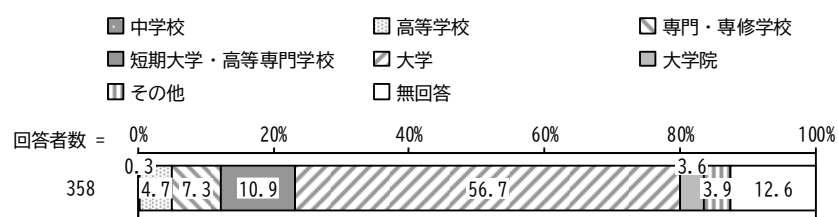
- 社会的な地位を得る
- 経済的に自立した生活をする
- 人間性豊かな生活をする
- 家族や周りの人たちと円満に暮らす
- 社会に貢献する
- 個性や才能を生かした生活をする
- 本人の意思に任せる
- 性別にこだわらず、個性的に暮らす
- 家事が自分でこなせるようになる
- その他
- わからない
- 無回答



問13 あなたは、ご自分の子どもにどの程度の教育を受けさせたいと思われますか。女の子、男の子について、それぞれお聞かせください。子どものいない方も、仮にいたと想定して、お答えください。（それぞれ○は1つ）

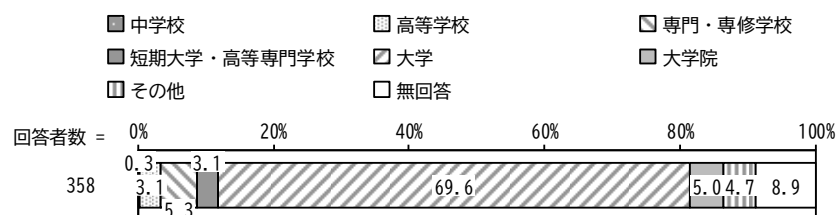
【女の子】

「大学」の割合が 56.7%と最も高く、次いで「短期大学・高等専門学校」の割合が 10.9%となっています。



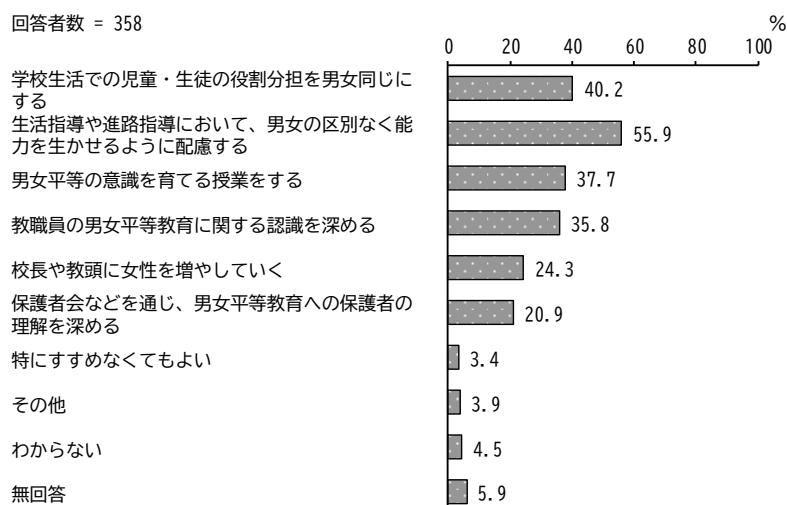
【男の子】

「大学」の割合が 69.6%と最も高くなっています。



問14 学校教育の中で男女平等をすすめるために、特にどのようなことが必要だと思われますか。（○はいくつでも）

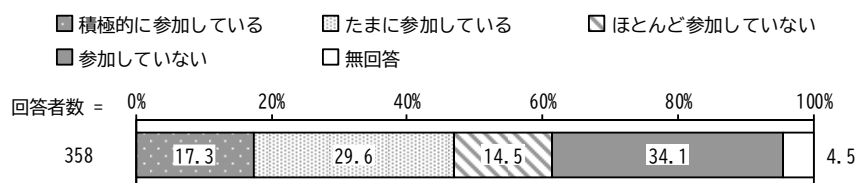
「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」の割合が 40.2%、「男女平等の意識を育てる授業をする」の割合が 37.7%となっています。



(5) 社会活動について

問15 あなたは社会的な活動に参加されていますか。(○は1つ)

「参加していない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「たまに参加している」の割合が29.6%、「積極的に参加している」の割合が17.3%となっています。



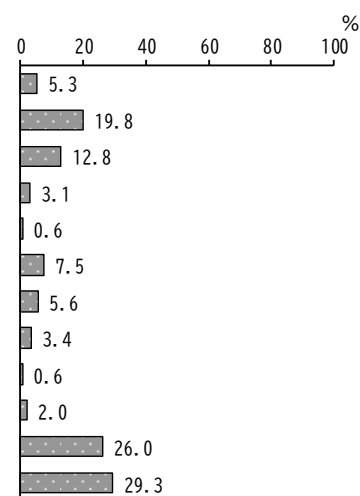
問16 次にあげている活動の中で、最近1年間にあなたが参加されたもの、さらに今後参加したい、引続き参加したいものがあればお聞かせください。(それぞれ○は1つ)

【最近1年間に参加した】

「どれもない」の割合が26.0%と最も高く、次いで「町会や自治会の世話」の割合が19.8%、「団体活動・サークル活動」の割合が12.8%となっています。

回答者数 = 358

PTA・青少年・子ども会の世話
町会や自治会の世話
団体活動・サークル活動
女性団体活動・女性サークル活動
消費者運動
福祉に関する活動
学習講座・学習
社会や政治、環境をよくする活動
国際交流・国際協力活動
その他
どれもない
無回答

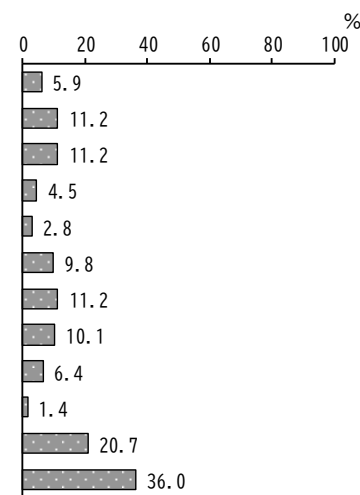


【今後参加したい／引続き参加したい】

「どれもない」の割合が20.7%と最も高く、次いで「町会や自治会の世話」、「団体活動・サークル活動」、「学習講座・学習」の割合が11.2%となっています。

回答者数 = 358

PTA・青少年・子ども会の世話
町会や自治会の世話
団体活動・サークル活動
女性団体活動・女性サークル活動
消費者運動
福祉に関する活動
学習講座・学習
社会や政治、環境をよくする活動
国際交流・国際協力活動
その他
どれもない
無回答



（６）就労について

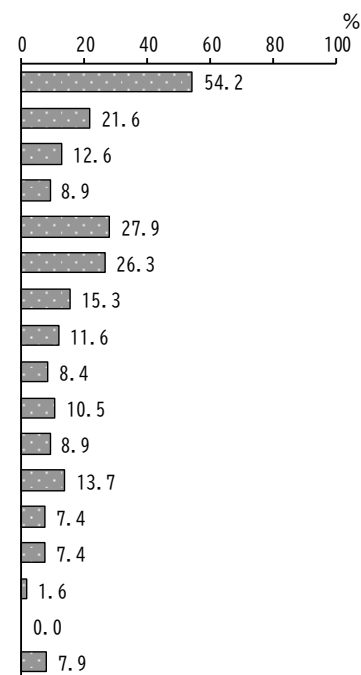
現在働いている人にお聞きします。

問17 働いている理由を教えてください。（○は3つまで）

「生計を維持するため」の割合が54.2%と最も高く、次いで「将来に備えて貯蓄するため」の割合が27.9%、「自分で自由に使えるお金を得るため」の割合が26.3%となっています。

回答者数 = 190

生計を維持するため
家計の足しにするため
住宅ローンなど借金の返済のため
教育資金を得るため
将来に備えて貯蓄するため
自分で自由に使えるお金を得るため
生きがいを得るため
自分の能力・技能・資格を生かすため
視野を広げたり、友人を得たりするため
社会に貢献するため
仕事をすることが好きだから
働くのが当然だから
時間に余裕があるから
家業であるから
その他
わからない
無回答

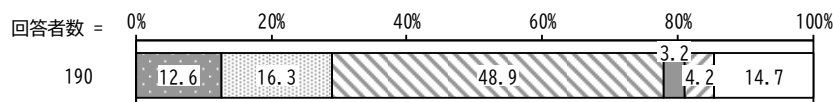


問18 あなたの職場で男女の格差があると思うのは何ですか。（それぞれ○は1つ）

【ア 募集・採用の仕方】

「平等である」の割合が48.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が16.3%、「男性が優遇されている」の割合が12.6%となっています。

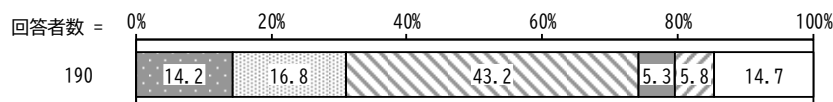
■ 男性が優遇されている
▨ 平等である
▤ 女性が優遇されている
▩ どちらかといえば男性が優遇されている
■ どちらかといえば女性が優遇されている
□ 無回答



【イ 採用数】

「平等である」の割合が43.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が16.8%、「男性が優遇されている」の割合が14.2%となっています。

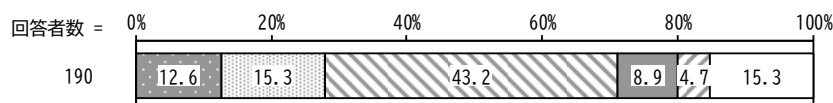
■ 男性が優遇されている
▨ 平等である
▤ 女性が優遇されている
▩ どちらかといえば男性が優遇されている
■ どちらかといえば女性が優遇されている
□ 無回答



【ウ 配置される職場】

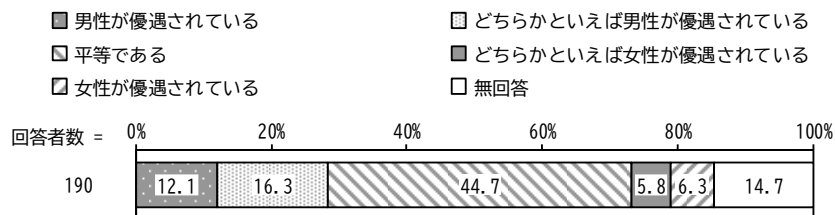
「平等である」の割合が43.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が15.3%、「男性が優遇されている」の割合が12.6%となっています。

■ 男性が優遇されている
▨ 平等である
▤ 女性が優遇されている
▩ どちらかといえば男性が優遇されている
■ どちらかといえば女性が優遇されている
□ 無回答



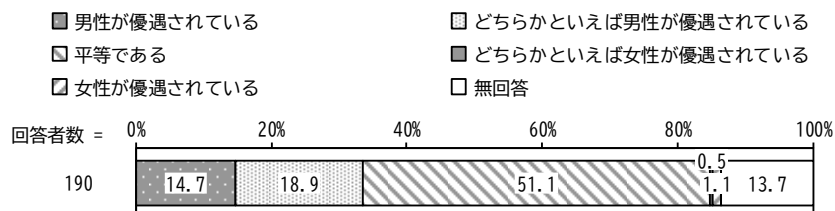
【エ 仕事の内容】

「平等である」の割合が44.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が16.3%、「男性が優遇されている」の割合が12.1%となっています。



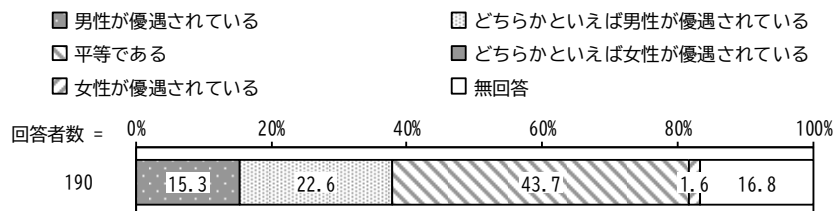
【オ 賃金】

「平等である」の割合が51.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が18.9%、「男性が優遇されている」の割合が14.7%となっています。



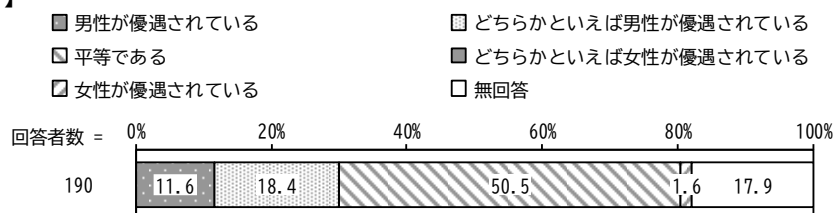
【カ 昇進・昇給】

「平等である」の割合が43.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が22.6%、「男性が優遇されている」の割合が15.3%となっています。



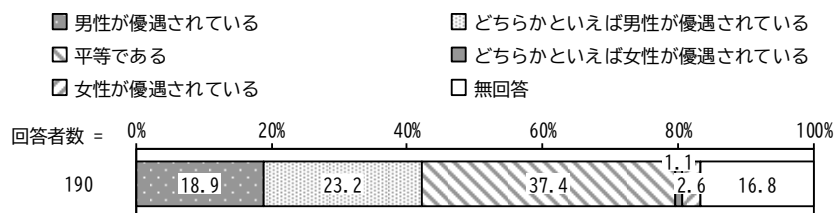
【キ 能力評価（業績評価・人事考課等）】

「平等である」の割合が50.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が18.4%、「男性が優遇されている」の割合が11.6%となっています。



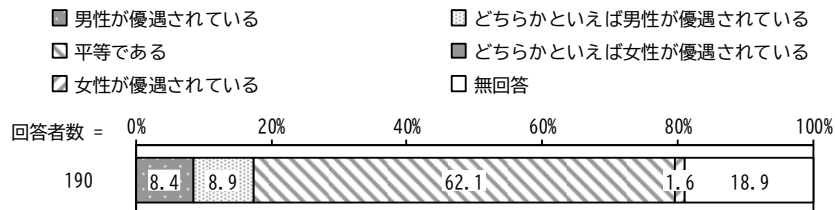
【ク 管理職への登用】

「平等である」の割合が37.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が23.2%、「男性が優遇されている」の割合が18.9%となっています。



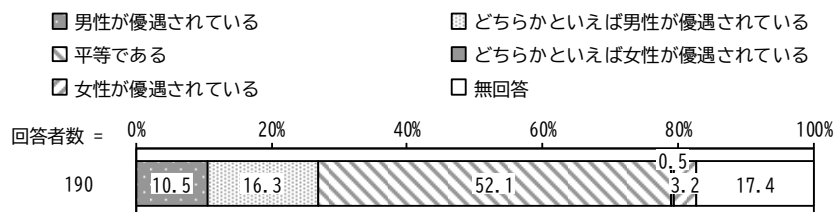
【ケ 研修の頻度や内容】

「平等である」の割合が62.1%と最も高くなっています。



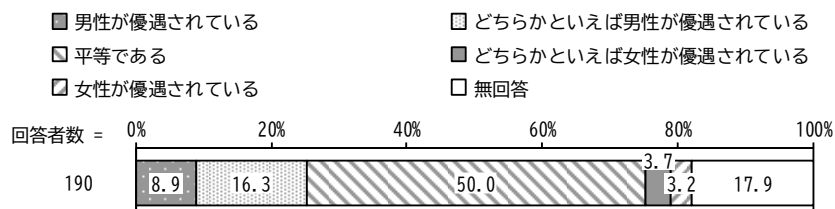
【コ 定年まで続けやすい雰囲気】

「平等である」の割合が 52.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 16.3%、「男性が優遇されている」の割合が 10.5%となっています。



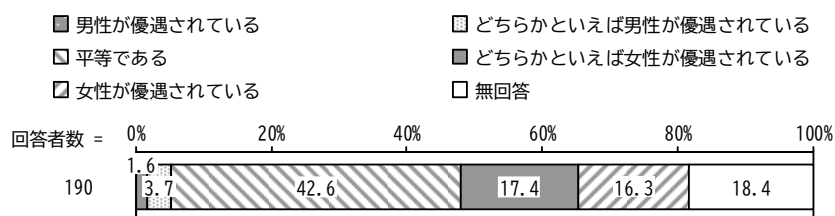
【サ 再雇用】

「平等である」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が 16.3%となっています。



【シ 育児・介護休暇など休暇の取得】

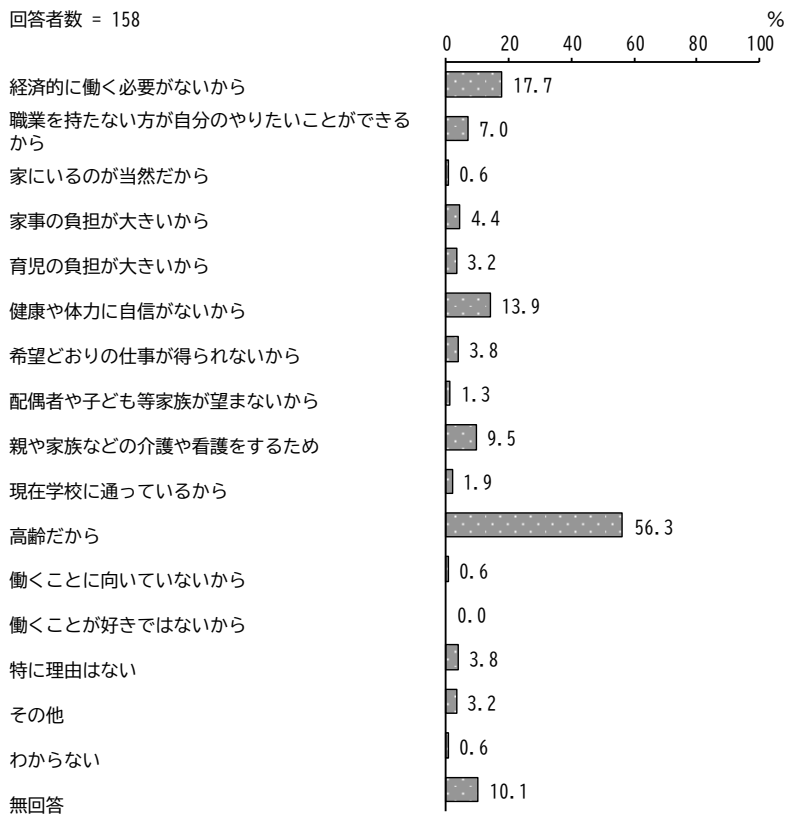
「平等である」の割合が 42.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば女性が優遇されている」の割合が 17.4%、「女性が優遇されている」の割合が 16.3%となっています。



現在働いていない人にお聞きします。

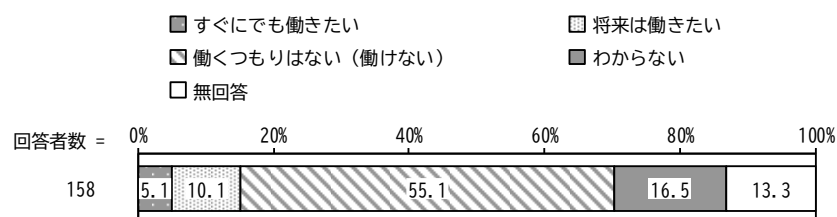
問19 働いていない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

「高齢だから」の割合が 56.3%と最も高く、次いで「経済的に働く必要がないから」の割合が 17.7%、「健康や体力に自信がないから」の割合が 13.9%となっています。



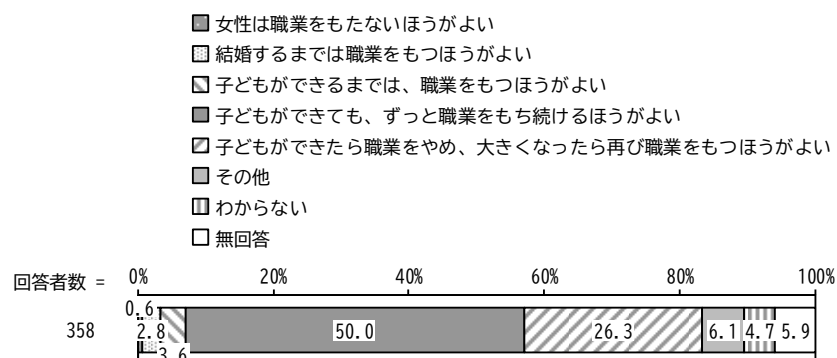
問20 これから仕事に就きたいとお考えですか。(○は1つ)

「働くつもりはない(働けない)」の割合が55.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が16.5%、「将来は働きたい」の割合が10.1%となっています。



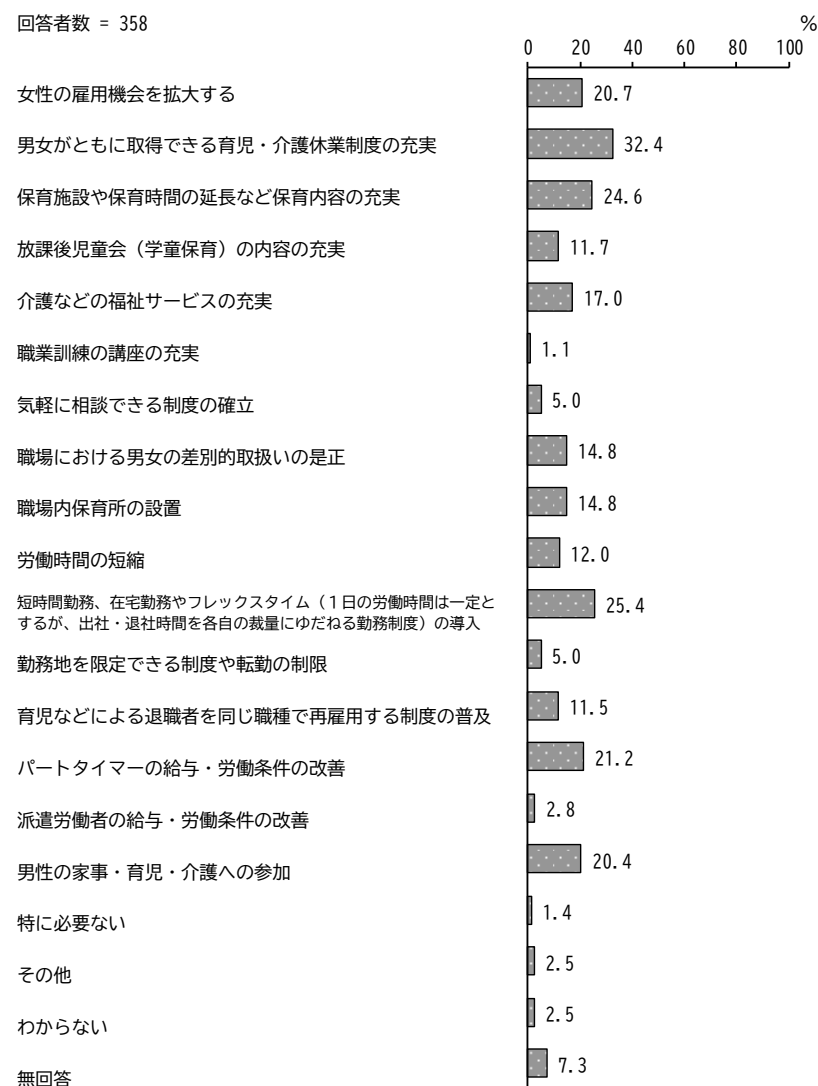
問21 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。(○は1つ)

「子どもができて、ずっと職業をもち続けるほうがよい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」の割合が26.3%となっています。



問22 女性が活躍するために、今後どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

「男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実」の割合が32.4%と最も高く、次いで「短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム(1日の労働時間は一定とするが、出社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度)の導入」の割合が25.4%、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」の割合が24.6%となっています。

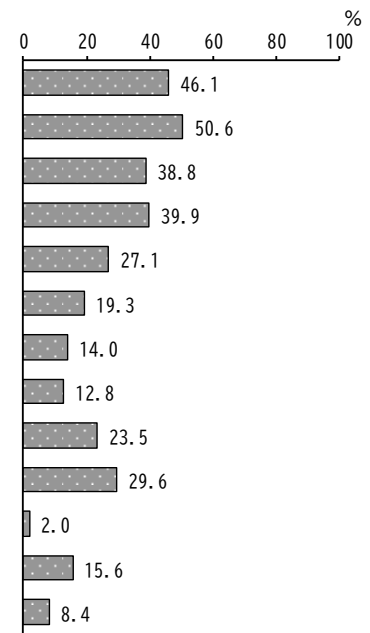


問23 次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

「国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員」の割合が50.6%と最も高く、次いで「都道府県、市（区）町村の首長」の割合が46.1%、「企業の管理職」の割合が39.9%となっています。

回答者数 = 358

都道府県、市（区）町村の首長
国会議員、都道府県議会議員、市（区）町村議会議員
国家公務員・地方公務員の管理職
企業の管理職
起業家・経営者
労働組合の幹部
農協・漁協等、事業組合の役員
新聞・放送等マスコミ関係者
自治会長、町内会長等
医師、歯科医師
その他
特にない
無回答



(7) 困りごとや相談について

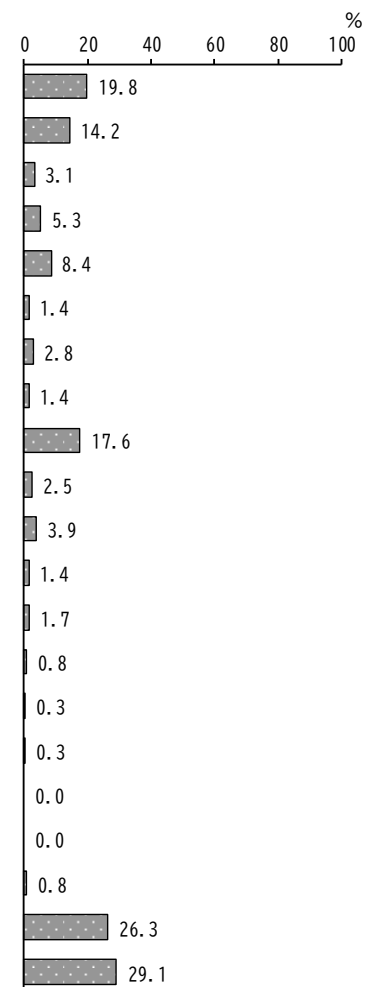
問24 現在、日常生活をするうえで次のようなことで困っていますか。(あなた自身、家族・近親者、近隣の方それぞれ○はいくつでも)

【あなた自身が困っている】

回答者数 = 358

「特になし」の割合が26.3%と最も高く、次いで「家計が苦しい」の割合が19.8%、「健康面での問題がある」の割合が17.6%となっています。

家計が苦しい
家事の負担が大きい
育児の負担が大きい
介護の負担が大きい
仕事の負担が大きい
家族との人間関係がうまく築けない
近隣との人間関係がうまく築けない
学校、職場での人間関係がうまく築けない
健康面での問題がある
メンタルヘルスの問題を抱えている（うつ、摂食障害、自傷行為、依存症など）
非正規雇用のため不安がある（雇止め、勤務時間の減少による収入減、待遇格差など）
転職先を探しているが、見つからない
仕事を探しているが、見つからない（失業している）
引きこもっている
いじめ・嫌がらせを受けている
何らかの差別を受けている（国籍、出身、性別、疾病や障がいなど）
配偶者や交際相手からのDV・デートDV
配偶者や交際相手以外からの性暴力（セクハラや痴漢被害などを含む）
その他
特になし
無回答

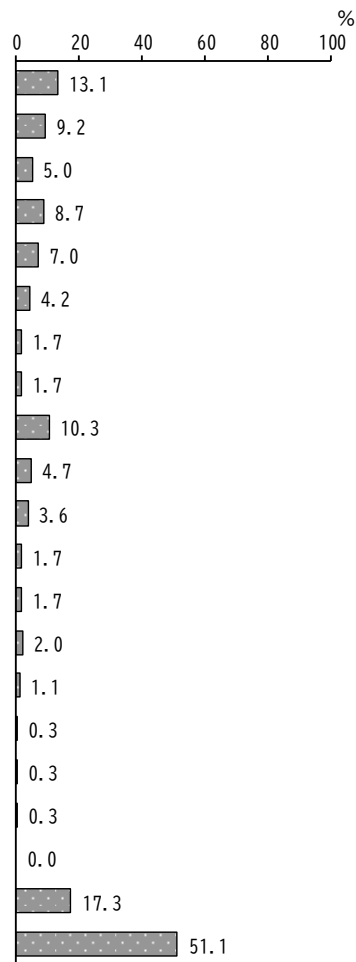


【家族・近親者が困っている】

「特になし」の割合が17.3%と最も高く、次いで「家計が苦しい」の割合が13.1%、「健康面での問題がある」の割合が10.3%となっています。

回答者数 = 358

家計が苦しい	13.1
家事の負担が大きい	9.2
育児の負担が大きい	5.0
介護の負担が大きい	8.7
仕事の負担が大きい	7.0
家族との人間関係がうまく築けない	4.2
近隣との人間関係がうまく築けない	1.7
学校、職場での人間関係がうまく築けない	1.7
健康面での問題がある	10.3
メンタルヘルスの問題を抱えている（うつ、摂食障害、自傷行為、依存症など）	4.7
非正規雇用のため不安がある（雇い止め、勤務時間の減少による収入減、待遇格差など）	3.6
転職先を探しているが、見つからない	1.7
仕事を探しているが、見つからない（失業している）	1.7
引きこもっている	2.0
いじめ・嫌がらせを受けている	1.1
何らかの差別を受けている（国籍、出身、性別、疾病や障がいなど）	0.3
配偶者や交際相手からのDV・デートDV	0.3
配偶者や交際相手以外からの性暴力（セクハラや痴漢被害などを含む）	0.3
その他	0.0
特になし	17.3
無回答	51.1

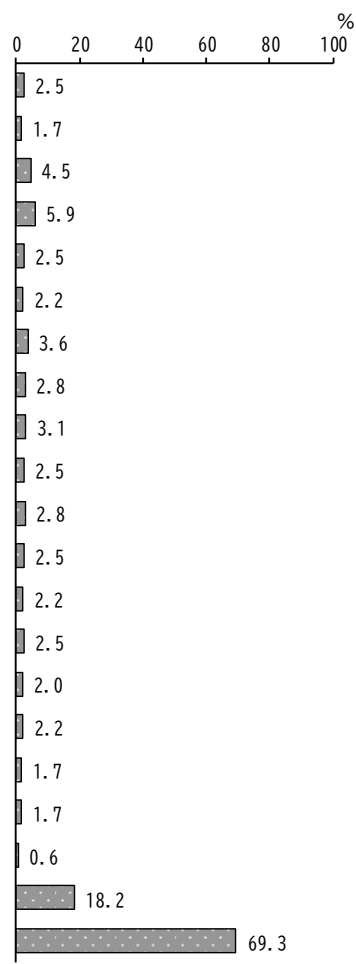


【近隣の方が困っている】

「特になし」の割合が18.2%と最も高くなっています。

回答者数 = 358

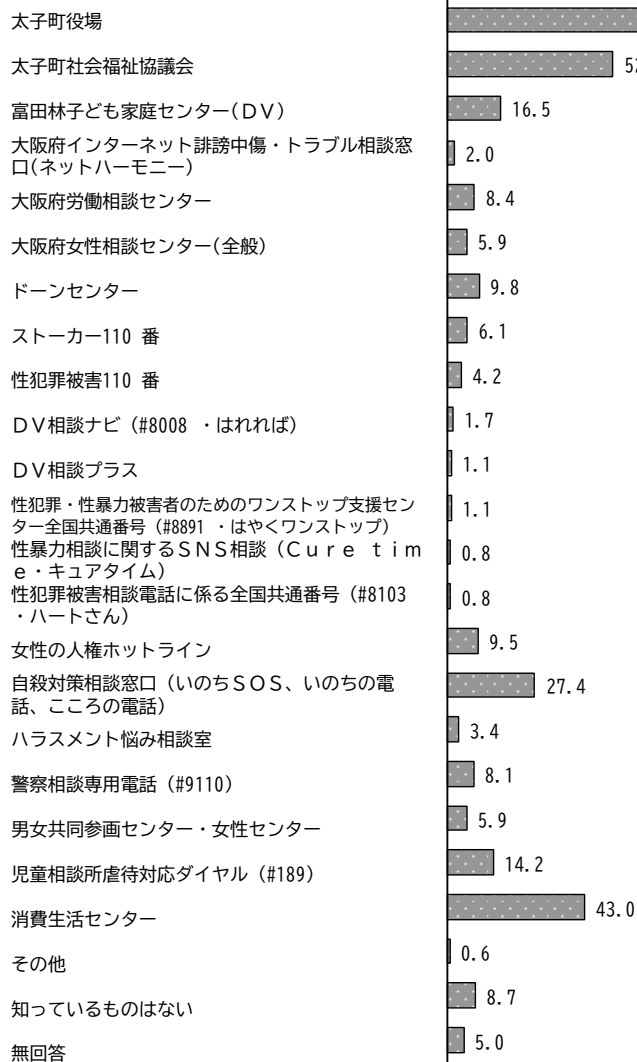
家計が苦しい	2.5
家事の負担が大きい	1.7
育児の負担が大きい	4.5
介護の負担が大きい	5.9
仕事の負担が大きい	2.5
家族との人間関係がうまく築けない	2.2
近隣との人間関係がうまく築けない	3.6
学校、職場での人間関係がうまく築けない	2.8
健康面での問題がある	3.1
メンタルヘルスの問題を抱えている（うつ、摂食障害、自傷行為、依存症など）	2.5
非正規雇用のため不安がある（雇い止め、勤務時間の減少による収入減、待遇格差など）	2.8
転職先を探しているが、見つからない	2.5
仕事を探しているが、見つからない（失業している）	2.2
引きこもっている	2.5
いじめ・嫌がらせを受けている	2.0
何らかの差別を受けている（国籍、出身、性別、疾病や障がいなど）	2.2
配偶者や交際相手からのDV・デートDV	1.7
配偶者や交際相手以外からの性暴力（セクハラや痴漢被害などを含む）	1.7
その他	0.6
特になし	18.2
無回答	69.3



問25 以下の相談窓口について、知っている相談窓口を全てあげてください。(○はいくつでも)

「太子町役場」の割合が 72.6%と最も高く、次いで「太子町社会福祉協議会」の割合が 52.0%、「消費生活センター」の割合が 43.0%となっています。

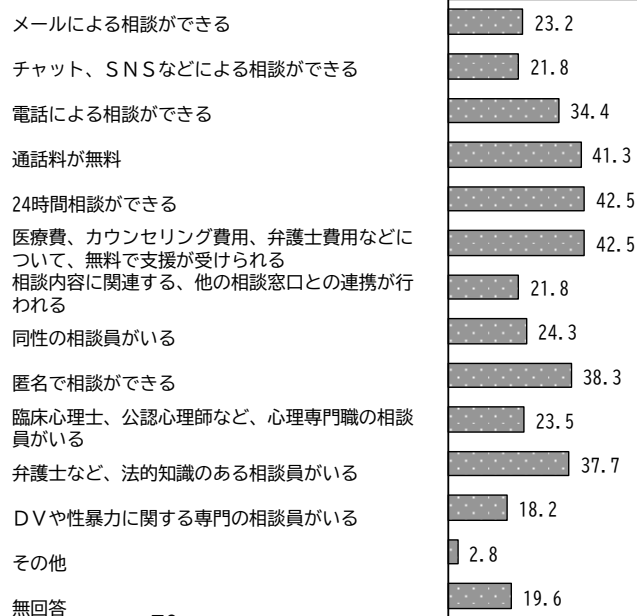
回答者数 = 358



問26 あなたは、暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。(○はいくつでも)

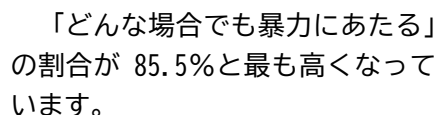
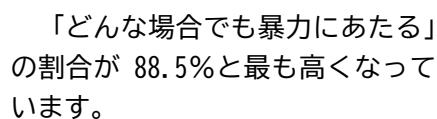
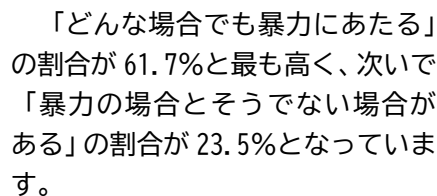
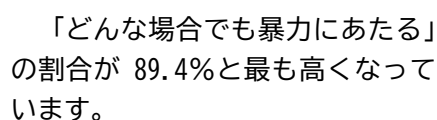
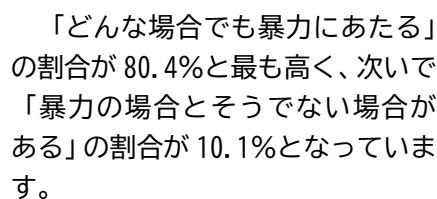
「24 時間相談ができる」、「医療費、カウンセリング費用、弁護士費用などについて、無料で支援が受けられる」の割合が 42.5%と最も高く、次いで「通話料が無料」の割合が 41.3%となっています。

回答者数 = 358



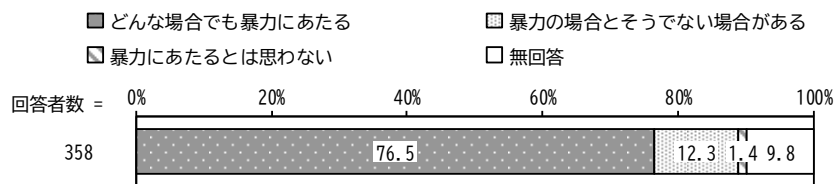
問27 配偶者や元配偶者、パートナー、親しい異性（恋人等）から次の行為を受けたとき、暴力だと思いますか。（それぞれ○は1つ）

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が71.8%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が16.8%となっています。



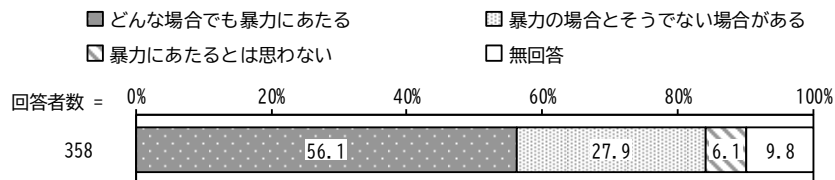
【キ 相手が嫌がっているのにアダルトビデオや成人向け雑誌を見せる】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が76.5%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が12.3%となっています。



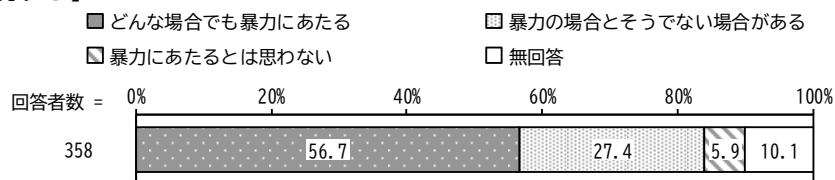
【ク 何を言っても長時間無視し続ける】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が56.1%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が27.9%となっています。



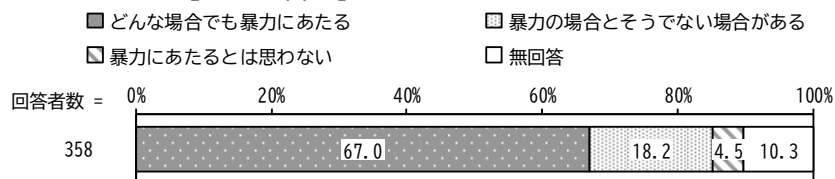
【ケ 相手の交友関係や電話を細かく監視する】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が56.7%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が27.4%となっています。



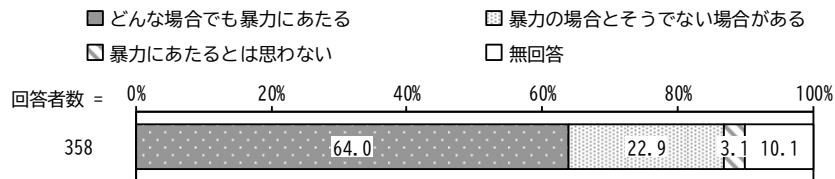
【コ 「誰のおかげで生活できるのだ」や「かいしょうなし」などと言う】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が67.0%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が18.2%となっています。



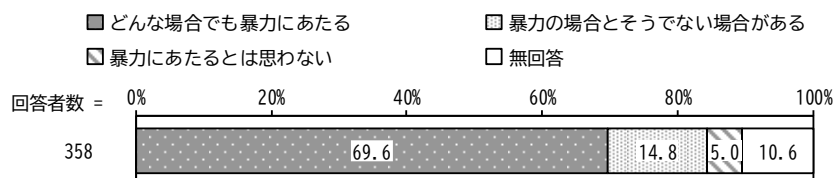
【サ 大声でどなる】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が64.0%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が22.9%となっています。



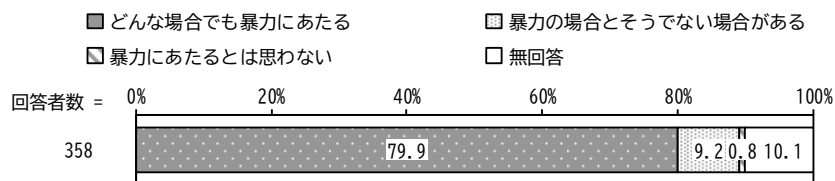
【シ 家に生活費を入れない】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が69.6%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が14.8%となっています。



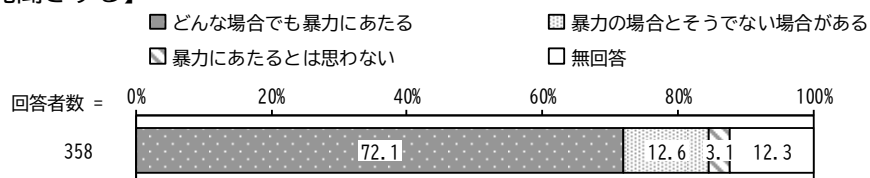
【ス 物を投げる、物を壊す】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が 79.9%と最も高くなっています。



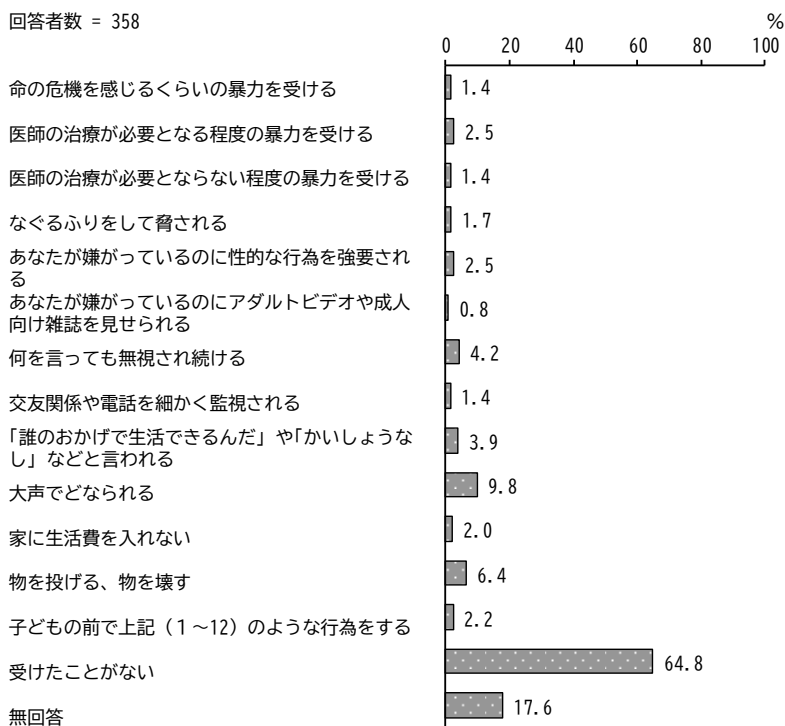
【セ 子どもが上記（ア～ス）の行為を見聞さする】

「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が 72.1%と最も高く、次いで「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が 12.6%となっています。



問28 配偶者や元配偶者、パートナー、親しい異性（恋人等）から次のような行為を一度でも受けたことがありますか。（○はいくつでも）

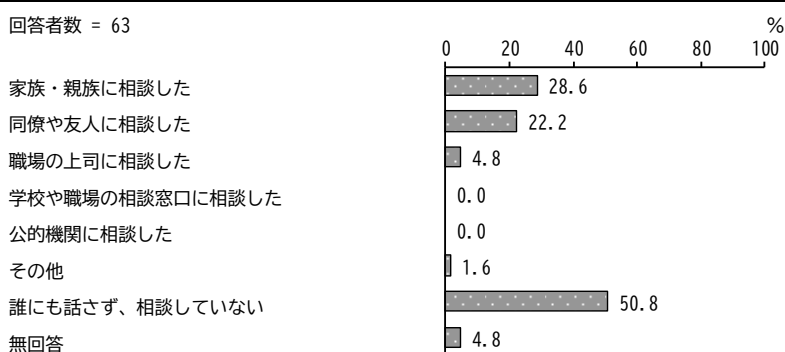
「受けたことがない」の割合が 64.8%と最も高くなっています。



問 28 で「1. 命の危機を感じるくらいの暴力を受ける」～「13. 子どもの前で上記（「1. 命の危機を感じるくらいの暴力を受ける」～「12. 物を投げる、物を壊す」）のような行為をする」を選んだ方にお聞きします。（行為を受けたことがある方）

問29 何らかの行為を受けたことについて、誰かに話したり相談したりしましたか。（○はいくつでも）

「誰にも話さず、相談していない」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「家族・親族に相談した」の割合が 28.6%、「同僚や友人に相談した」の割合が 22.2%となっています。



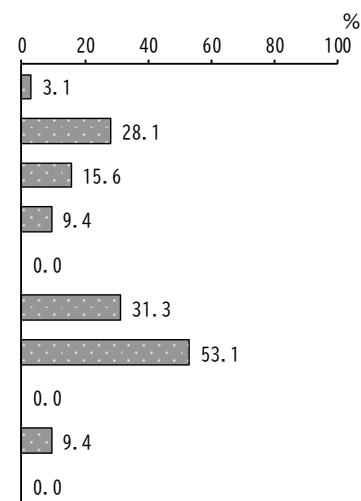
問 29 で「7. 誰にも話さず、相談していない」を選んだ方にお聞きします。(誰にも話さず、相談していない方)

問30 誰にも話さず、相談しなかったのは、なぜですか。(○はいくつでも)

「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が 53.1%と最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」の割合が 31.3%、「みっともないから」の割合が 28.1%となっています。

回答者数 = 32

誰に相談してよいのかわからなかったから
みっともないから
相談しても無駄だと思ったから
相談しても自分のせいにされと思ったから
相手に知れるとよりひどい暴力を受けると思ったから
自分にも悪いところがあると思ったから
相談するほどのことではないと思ったから
家族に危害が及ぶと思ったから
その他
無回答



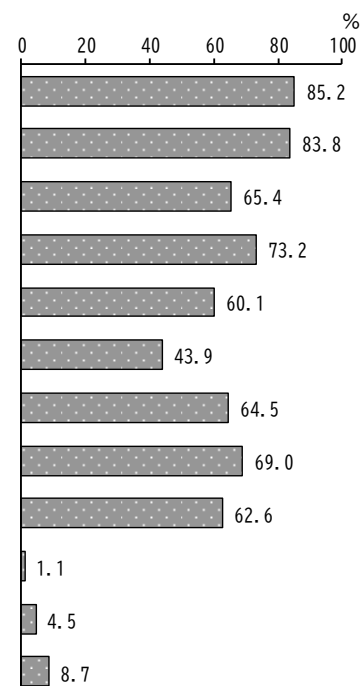
(9) セクシュアル・ハラスメントについて

問31 次の行為を受けたとき、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）だと思いますか。そう思われるものに○をしてください。(○はいくつでも)

「地位や権限を利用して、性的な関係を迫ること」の割合が 85.2%と最も高く、次いで「さわる、抱きつくなど肉体的接触を行うこと」の割合が 83.8%、「ヌードポスターやわいせつ本、性的ジェスチャーを見せたりして、からかうこと」の割合が 73.2%となっています。

回答者数 = 358

地位や権限を利用して、性的な関係を迫ること
さわる、抱きつくなど肉体的接触を行うこと
性的冗談や質問、ひやかしの言葉などをかけること
ヌードポスターやわいせつ本、性的ジェスチャーを見せたりして、からかうこと
宴席でのお酌やデュエット、ダンスなどを強要すること
結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと
目のつきやすい所に、ヌードポスターやわいせつ本、卑わいなカレンダーなどを置いておくこと
体をじろじろ見たり、容姿のことをすぐ話題にしたりすること
「交流・交友関係が派手だ」などと性的なうわさを流すこと
その他
わからない
無回答

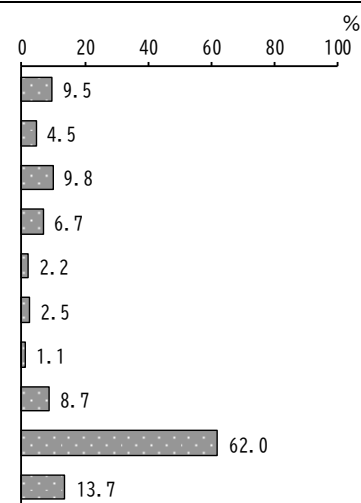


問32 あなたは、職場や学校、地域などにおいて次のようなセクシュアル・ハラスメントの行為をされたことがありますか。(〇はいくつでも)

「いずれも経験がない」の割合が62.0%と最も高くなっています。

回答者数 = 358

年齢や身体、結婚などのことについて不愉快な意見や冗談を言われる
卑わいな言葉をかけられたり、会話を聞かされる
わざと身体に触れられる
宴会などでお酌やデュエット、ダンスなどを強要される
性的なうわさを流される
嫌がっているのにしつこく交際を求められる
性的な行為を強要される
お茶くみ、後片付け、私用等を強要される
いずれも経験がない
無回答

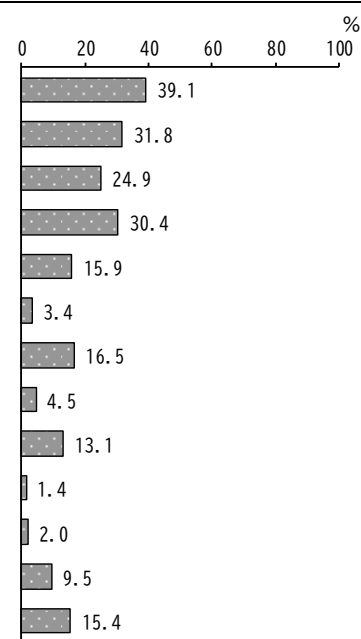


問33 配偶者・パートナー等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性暴力・性犯罪等をなくすために、もっと取組みを進める必要があるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

「法律・制度の制定や制度の見直しを行う」の割合が39.1%と最も高く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」の割合が31.8%、「被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる」の割合が30.4%となっています。

回答者数 = 358

法律・制度の制定や制度の見直しを行う
犯罪の取り締まりを強化する
女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けて意識啓発をする
被害者のための相談窓口や保護施設を充実させる
加害者に対して必要なカウンセリングを行う
男性相談窓口の充実
家庭や学校において、男女平等についての教育を充実させる
メディアが自主的に倫理規定を強化する
過激な内容のDVDやゲームソフト等の販売や貸出を制限する
特に対策の必要はない
その他
わからない
無回答



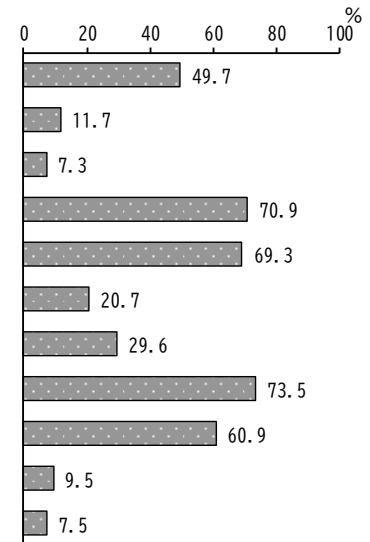
(10) 男女共同参画の推進について

問34 以下の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを全てあげてください。(〇はいくつでも)

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の割合が 73.5%と最も高く、次いで「ジェンダー（社会的性差別）」の割合が 70.9%、「男女雇用機会均等法」の割合が 69.3%となっています。

回答者数 = 358

男女共同参画社会
太子町男女共同参画推進条例
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
ジェンダー（社会的性差別）
男女雇用機会均等法
女性活躍推進法
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
ドメスティック・バイオレンス（DV）
性的マイノリティ（LGBT）
見たり聞いたりしたものはなし
無回答

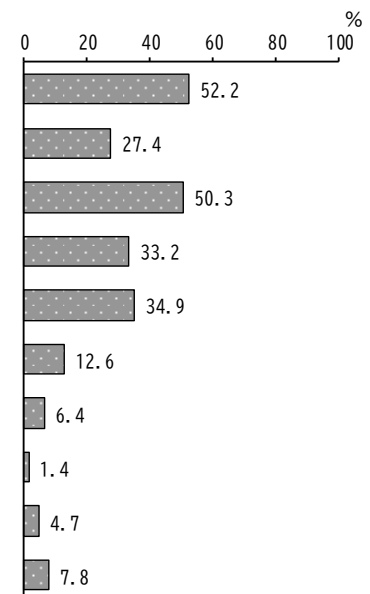


問35 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」の割合が 52.2%と最も高く、次いで「夫婦、パートナーとの間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」の割合が 50.3%、「小さい時から男性に家事や育児に関する教育をすること」の割合が 34.9%となっています。

回答者数 = 358

男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること
夫婦、パートナーとの間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
労働時間の短縮などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
小さい時から男性に家事や育児に関する教育をすること
男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間・ネットワークづくりを進めること
家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
その他
特に必要ない
無回答



問36 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

「子どものときから、学校などで、男女平等意識を育成する指導を行う」の割合が34.9%と最も高く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」の割合が30.7%、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が30.4%となっています。

回答者数 = 358

子どものときから、学校などで、男女平等意識を育成する指導を行う

法律や制度の面で見直しを行う

国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する

民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する

女性や男性の生き方の悩みに関する相談の場を充実させる、または提供する

従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する

保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する

ひとり親家庭の生活の安定を図る

男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実させる

男性が生活者として自立できるよう啓発活動を行う

女性の自立を目指す学習機会の充実や情報提供を推進する

労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女ともに働き方の見直しを進める

子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する

子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する

男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする

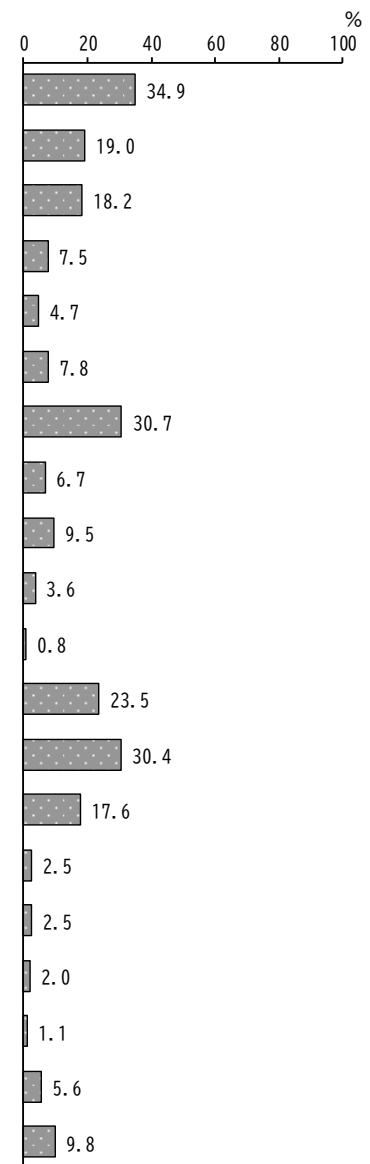
各メディアの性・暴力表現の規制

特になし

その他

わからない

無回答



(11) 今後の太子町の男女共同参画推進について（自由記載）

① 男女共同参画に関する意識について

○男女平等の意識は世代によっても大きく異なると思う。上の世代を見て育つ次世代の子どもたちが、性別による役割分担が当たり前だという意識を知らぬ間に持ってしまうのは仕方がないとしても、当たり前でないと気付きやすいような環境づくりとして啓発活動や教育が大事だと思う。女性に負担がかかる場面（育児、介護）で、それを支えるサービスが実用性のある充実したものであれば安心できると思う。どんなサービスがあれば便利なのか、子育て世代や現役世代の意見を基にして男女共同参画を進めてもらいたい。

○子供や親、高齢者にも、共同参画社会の考え方をしっかり伝えるべき！同居の方も多いので大切だと思う。

○太子町に新たにファミリー層にどんどん住んでもらい、新しい太子町のニーズに対応する事がベストだと思う。地元の良き部分も大事だが、女が、男がとかは、古き部分の考えの入れ替えも必要だと思う。新たな住人が住みやすい町こそ、これから必要な町のカタチであると思う。

○男女が、不平等だと感じた事がない。それぞれ、男性にむいている事、得意な事、女性にむいている事、得意な事がある。それは平等とか、不平等とかではなく、役割分担であると思う。あまり男だからとか、女だからと意識しなくても良いと思う。その能力のある人間が、都道府県や、市区町村の首長や、国会議員、地方議員などになれば良いのであって、女性の割合を決めて、人数を増やす必要はないと思う。

○最近の若者達は男女平等の考え方が身についているように感じられる。時代とともに！

- 中学校の制服等ジェンダーの問題で変更している地域が多いのに太子町の対応はすごく遅い。他の事でもよく思う。昔から暮らす住民の意見ばかり大切にして新しい風を取り入れるチャンスを生かしていないように感じすごく残念。古きよき太子町はもう必要ない。
 - 我々の世代で受けたことはセクハラ等通常行為（教育）と思って生活して来た。現在細部に立ち入りすぎそのことが問題を大きくしている。
 - まだまだ男は働いて、女は家庭をと考えている昭和世代が多い。この世代がいなくなれば世の中も変わってくるのではないと思う。
 - 男女平等というとすぐ「規制だ」「男女同数だ」と短絡的な思考に陥りがちだが、従来の文化的、社会的背景を基にした「男らしさ」「女らしさ」で自己実現を図ろうとする人々をも尊重していただきたい。性差による思考、行動の傾向の違いは当然あるものという前提に立ち、「男女比1：1を目指す」というよりは、「性別を気にせず生活できる社会」の実現を希求するところだ。
 - 田舎で生まれて、母屋教育を受けて育ち、長男に嫁ぎ祖父、祖母、父、母、弟を5人おくった。「長男の嫁」として。だから、男女平等といわれても、令和だからと言われても、わからない。女の人が立派になられても、思いやりや、やさしさ、を忘れないでほしいと思う。
 - 現在大人になっている者には意識の改革が必要であると思う。男が活動したことで評価をすること自体おかしいと思う。子供達には今まで言われてきた男らしさ女らしさではなく自分のやりたいことができる環境を作ってあげたい。
 - 男性、女性と区別するのでなくて、その人の能力、資質での参画ではどうなのだろうか。
- ② 男女共同参画に関する啓発について
- 本町の「男女共同参画推進」条例の内容を知らないので残念ながらどのような政策が実施されているのかが理解できていない。政策内容等の広報をしてほしい。男性は、「〇〇すべき」女性「〇〇あるべき」子どもは「〇〇すべき」様々な「べき」を考える機会があればと思う。
 - あらゆる情報を利用して行政が積極的に個人個人を理解するまで、なおかつ、発言できるようになるまで発信すること。
- ③ 結婚、子育て、働き方、女性の活躍等について
- 子供が病気（カゼ程度）になった時、保育所が預かってもらえず仕事を休まざるを得ない時がある。看護師さん等を配置して頂き、カゼ程度の発熱であれば、学童、保育所共に預かってもらう事ができるような体制を整えてもらえるとう有難いと思う。太子町は住みやすい町であると思う。
 - 保育園サービスの更なる充実。放課後学童保育の更なる充実。
 - 子供を産むとキャリアがなくなってしまうと思って結婚しない、子供を産まないハイキャリアな女性たちが、もっと結婚子育てしやすい社会を目指すべきだと思う。働きたい女性は出産後もキャリアをキープできる環境、ワンオペ育児にならない周りの協力など、子育てをもっと楽しく子供は社会の宝と思って地域の人みんなで子育てできたら良いと思う。男女平等はもちろん大切だが、個々を尊重してどう生きたいか、その暮らしを実現できるような社会が必要と思う。
 - 中々男女共同は大変むずかしいと思うが、少しでも子育ての相互理解が深まると良い。
 - 既に家庭では男女平等であり、社会生活での女性の地位向上＝仕事等の女性参画＝職業訓練コースの充実、年齢制限の拡充。
 - そもそも女性が活躍していない。職業や社会的地位を与えないといけないという前提をやめるべき。古くから家庭内においては活躍してきた。家庭内での活躍も含め女性の活躍であるという価値観も認めるべき。現状の男女平等や女性の活躍は、個性を認めず価値観を押しつけているように感じ、息苦しい社会になってきたと思う。
 - 女性は仕事をしながら家事、育児、介護をしてきたが、いったい男性に本当に何ができるのか？ただ、自分がかかりたくないだけなのに、「仕事がいそがしい」ともっともな「うそ」をならべるだけ。
 - 学校では男女の差はあまり感じられないがまだまだ家庭、会社などでは男女の差はある。だが、全て同じ様にするには難しく、やはり男しかできない事、女しかできない事があるので、それぞれを生かす事ができる様に考えないといけないと思う。今は共働きの家が多いので家事を分けている家庭がほとんど。育児に関しては男性ひとり子育てしている方は理解も得られる事も難しいと思うのでしんどいかなと思う。
 - 女性の割合が増える事だけを目指すのは、不満、軋轢をうむだけ。本当に共同参画を推進するなら、女性の能力を上げ、男女で競いその役職に相応しい者になるべき。
 - 社会で仕事量が変わらない中、家事育児の時間が増えるのは難しい。まずは社会全体で仕事を終え、帰る時間を早くすることができればパパさんを支えることになる。またパートナー同士話し合い様々なご家庭が認められると良いと思う。
 - 太子町役場の男女比も教えてほしい（働いている方の） 実際男の人にしかできない仕事や女の人にしかできないことも仕事内容であると思うので、仕方ないこともあるのかなと正直思う。
 - 太子町役場や出先の職員数は男女同数だが、町議会議員はどうか。世の中は男女半々の人口、大阪府や国の機関はどうか。私が思うに、少なくとも例えば議員は半々の男女同数になればいいと思う。もちろん職員さんも。太子町から始めないか。目標は“男女同数” そうなることは、男女同じように“参画”していることになる。全国初の男女同数職場を、太子町役場職員採用から始めてほしい。先ず、副町長は女性。1歩前へ！ありがとう。
- ④ 地域における男女共同参画について
- 町会活動のトップに女性がつける環境、雰囲気を作ること。

- 現、町会長は99%が男性で慣習となっている。男性、女性交互に任用する推進を太子町からアナウンスして共同参画の定着を願う。
- ⑤ 性的マイノリティについて
 - LGBT当事者だが、太子町ではマイノリティに関してどのような取り組みをされているのか知りたい。
- ⑥ 男女共同参画全般について
 - 具体的な推進に期待する。
 - 各家庭のあり様は千差万別、大枠で必要な法律の整備等は、行政でしっかり考えてほしい「木を見て森を見ない」は避けよう。日本人として、人間として、社会のシステムに必要なことを、積極的に推進してほしい。
 - 国や、他の自治体の方針にとらわれず、太子町として必要と思われる推進を行なってほしい。
 - 太子町が昔からのことなどが多々見られる町なので男女共同などの施策を期待している。
- ⑦ アンケートについて
 - このアンケート調査をされる際に専門機関や有識者に助言を経ているか？質問自体に調査対象をあまり考慮されずにあげられているものや漠然とした調査内容が散見されるように感じる。令和2年に策定された「推進計画」の進捗状況などを町民に示された上で（単に改訂ありきといった方針によるのではなく）持続的な取りくみとなる計画にしてほしい。
 - この実態調査をふまえ、今後の推進計画の策定から実施にむけての具体的プランが、住民にわかりやすくやる気のおこるものになることを願っている。
 - 太子町役場での男女共同参画の現状やアンケート結果について、広報誌での啓発活動をお願いしたい。DVについては非常にデリケートな問題。相談したいけどできないなど、身内であるがゆえに表に出にくい面がある。相談窓口の拡充をお願いしたい。
 - 問11について、介護が必要になった時点で身体の中のどの部位であるか、軽度→重度によっても変わると思うので、どれか1つに絞るのは難しい。
 - 年令に合った質問が無い。実態調査方法を考えるべき！！
- ⑧ その他
 - 太子町民が生活上で困っていることは、地域の公共交通の不十分さが優先的に取り上げられるべきだと思う。そのアンケートも早急をお願いしたい。
 - 男女共同参画等以前よりも太子町は不便すぎる。もっとショッピングモール等誘致して町を活性化しなくては太子町には住むのを勧められない！まずは、そこから、自然があつてのどこかだがあまりにも不便すぎる！議論はまずそこから！
 - これからの世の中、こんな問題があると。色んな事があつたが平和な時代を過ごせて幸せに思う。子供の時代少し心配する。太子町ガンバレ！
 - 太子町自体、高齢者が住む町というイメージがある。もっと老人福祉や子育てがしやすい町のイメージを作る取り組みとアピール出来る施策が必要と思う。若い人が住んでこそその男女参画も進められるのではないかと思う。
 - 一人親で、養育費もなく、両親は年金暮らしで、子どもはまだ3才前。働かないと生きられない！だけど働けない！！病气、欠勤、早退、保育園から電話がかかるとすぐ帰宅。その度クビ。もっと生きやすい国に。お金をください。男女平等より、今、食べることに苦しんでいる人を救うことをやってくれ！
 - 財産地区と自ら称し町から政策的に優遇されている住民達が存在する事に憤りを感じずにいられない。又、町職員と個人的な繋がりを利用して便宜を図ってもらっている住民との関係は厳しく戒めるべきと思う。このまま将来的にも太子町に住み続けたいと思わない。
 - いつもありがとう。この太子町がより良くなっていくよう今後も宜しく。
 - 地域活性化のための政策、期待している。
 - 太子町民の男女への育休所得（町負担）結婚のお祝い金を付与（増額）大学入学祝い金を付与。
 - 我が町政の動き町民それぞれ理解できていないと思う。そこで町議会本会議、臨時議会、町議員の会合の場にオブザーバーとして選ばれた男女が参加できる制度作らないか（案）地元出身者（先住の方2名）他都市からの編入者（移住の方8名）、2：8をくずさないように心がける。この対比崩すと町政に興味がうすれる。議会の迫力が見えてこない。内容がいかなものか。町民期待している。
 - 役場の仕事の無駄を減らす工夫をし、仕事の時短を実現する。公である役場から改革する。
 - 希望として、他に一人親家庭、身体障害者の支援を特にお願いしたい。
 - 全てAI化推進。維新が撤退してほしい。
 - 男女だけでなる町会議員の高齢化に遺憾を感じる。新しい取り組みや考えに対して抵抗感を感じ、活動することも億劫になっている方々には席を空けていただき、老害を排除した上で町づくりを行ってほしい。
 - ボランティア活動他。
 - 太子町に於いて若い人の男女平等、共同参画は勿論大切だが、高齢者、特に男性が、例えば“ぐんぐん体操”“イキキサロン”等に積極的に参加し、交流することが、孤立や認知症予防に役立つと考えサポーターとして参加している。気軽に参加できる、よい方法はと悩むところ。
 - 老人は、自分の健康管理に気をつけ、若人におせわして頂く間をみじかく出来る事、自分の体は自分で守る事の大切さに気付ける様に、指導して行ってほしい。「老人あつめてただ楽しくだけではだめ。」（ノーマニーで）老人のお金は老人の若返りのためにつかわしてやれ。

9. 用語解説

あ行

◆育児休業・介護休業

「育児休業」は、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。「介護休業」は、一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

か行

◆固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。例として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などの固定的な考え方で役割を決めることなど。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

様々な困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。令和6年4月に施行。

さ行

◆ジェンダー

生物学的な性差に対して、社会的、文化的に形成される男女の差異のこと。

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

◆女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっているため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために平成27年8月に成立、9月に施行（一部は平成28年4月から施行）された法律。10年間の時限立法となっている。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

（LGBT理解増進法）

性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を尊重する社会の実現を目指し、国や地方公共団体、企業、学校による知識普及や相談体制の整備などを定めている。令和5年6月23日に施行。

◆性的マイノリティ（LGBT）

性的少数者のこと。LGBTはレズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字で、性的少数者を表す言葉の一つとして使われることもある。

た行

◆多様性

ダイバーシティともいい、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

◆男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布、施行されたもの。

◆男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和60年に公布されたもの。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

そのうち、恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」という。

は行

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者など）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的として、平成13年に公布、施行された法律。

◆ハラスメント

職場などで優位な力関係を背景に、上司や部下などに対して行う性的な言動を伴う嫌がらせをセクシュアル・ハラスメントという。また、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的に苦痛を与えることなどをパワー・ハラスメントという。働く女性が妊娠、出産、育児休業などを理由として職場で嫌がらせや不利益な取り扱いを受けることを示すマタニティ・ハラスメントという。

◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

ま行

◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの段階のこと。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

10. 相談窓口の一覧

どこに相談すればいいのかわからない時は…
かくしゅそうだんまどぐち あんない
各種相談窓口のご案内

たいしちょうやくばない そうだんまどぐち 太子町役場内の相談窓口

- 男女共同参画に関する事象 住民人権課
- 困難な問題を抱える女性に関する事象 住民人権課
- 配偶者暴力に関する事象 住民人権課
- 人権に関する事象 住民人権課
- 上記4項目に係る事象で、国や大阪府との連携に関する事象 住民人権課
- 雇用に関する事象 観光産業課
- 家事、育児、ひとり親家庭の支援に関する事象 子育て支援課
- 介護、高齢者の自立生活の支援に関する事象 福祉介護課
- 障がいのある人への支援に関する事象 福祉介護課
- 妊娠・出産・育児に関する事象 いきいき健康課
- 健康づくりに関する事象 いきいき健康課
- 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに関する事象 いきいき健康課
- 学校教育に関する事象 教育総務課
- 生涯学習センターなどにおける生涯学習の支援に関する事象 生涯学習課

た そうだんまどぐち その他の相談窓口

- 大阪府女性相談センター
所在地：大阪府大阪市中央区大手前1丁目3-49 ドーンセンター3階
相談日時：月～日曜日 9時から20時（祝日・年末年始は休み）
電話番号：06-6949-6022、06-6946-7890
FAX：06-6940-0075
- 大阪府富田林子ども家庭センター
所在地：富田林市寿町2丁目6番1号（大阪府南河内府民センタービル内）
相談日時：月～金曜日 9時から17時45分（祝日・年末年始は休み）
電話番号：0721-25-1131（代表）
FAX：0721-25-1173
- 外国人のための人権相談所…全国の法務局
太子町の管轄法務局：大阪法務局富田林支局
所在地：富田林市甲田1丁目7番2号
電話番号：0721-23-2432

第2次太子町男女共同参画推進計画 改訂版

令和2年3月

令和7年3月 改訂

発行 太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
